(仮称)大田区子育で支援計画

第4期大田区次世代育成支援行動計画 第2期大田区子ども・子育て支援事業計画 準備稿

令和元年 | | 月

大田区

目 次

第Ⅰ章	計画策定の	機要	1
1	計画策定の)趣旨	3
2	計画の位置	ご づけ	4
3	計画の期間]	5
4	計画の対象	į	5
5	計画の策定	《体制	5
6	計画の進行	f管理	6
笙 2音	ヱ ど±.,ヹ゙゙゙゙゙゙ヹ゙゙゙゙゙゙゙゙	育てを取り巻く現状	7
<i>₹</i>		の現状	
2		が状況	
3		事業の利用	
4		も・子育てかがやきプランの評価	
第3章		5的な考え方	
1		、理念と基本的な視点	
2	施策の体系		25
第4章	施策の展開]	27
1	計画の成果	指標	29
2	基本目標と	達成に向けた施策	30
基	本目標 安	そ心して子育てできる生活と育児の支援を行います	30
基	本目標2 仕	上事と子育ての両立を支援します	44
基	本目標3 保	R護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります	49
基	本目標4 豊	きかな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます	57
基	本目標5 子	² 育てにおける安全·安心な社会環境を確保します	63
第5章	子ども・子首	育て支援事業の推進(大田区子ども·子育て支援事業計画)	67
1		育て支援事業計画とは	
2		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
3	子どもの人	数(将来推計)	72
4	教育·保育(の量の見込みと確保方策	73
5	地域子ども	・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	80
資料編	<u> </u>		O.E.
貝科編	-		
- 1	尹未一見…		7 /

第1章 計画策定の概要



計画策定の趣旨

わが国では、近年の出生数の減少や出生率の低下に伴い確実に少子化が進む中で、待機児童の解消など、仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。また、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てに不安や孤立を感じる家庭もあり、子どもや子育てをめぐる環境は、多くの課題を抱えています。

子どもは未来の宝、夢をつなぐ架け橋であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現は、 社会全体で取り組まなければならない最重要課題の一つです。

平成 15 年に次世代育成支援対策推進法が制定され、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、策定指針を示して、地方公共団体等が行動計画を策定できるようになりました。大田区では、同法の市町村行動計画にあたる「おおた子育ですくすくプラン(平成 17 年度~平成 21 年度)」、「おおたのびのび子育でプラン(平成 22 年度~平成 26 年度)」を策定し、子どもと子育での課題への取り組みを推進しました。

平成 24 年には、国や地域を挙げて、子どもや子育て家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められていたことから、「子ども・子育て関連3法」(注1)が制定されました。この子ども・子育て関連3法に基づく、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」では、①幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②待機児童を解消し、子育てしやすい環境の整備、③幼児期の学校教育や保育、子育て支援の量の拡充と質の向上、④地域の多様な子育て支援の充実を目指しています。また、子ども・子育て支援法では、実効ある取り組みを確保するため、基本指針を示して、市町村に子ども・子育て支援事業計画の策定を求めました。

大田区では、「おおたのびのび子育てプラン」の後継計画として、これまでの次世代育成支援市町村行動計画に加え、子ども・子育て支援事業計画の性格を併せ持つ「おおた子ども・子育てかがやきプラン(平成27年度~平成31年度)」を策定し、すべての子どもが健やかに成長できるよう、子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、幼稚園や保育所、その他子どもに対する子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、取り組みを強化してきました。

しかし、依然として、女性の就業率の向上等に伴い増加する保育需要への対応や、保育環境の整備、生活困難層へのさらなる対応、深刻化する児童虐待への対策強化などへの対応が求められており、必要な支援も多様化しています。

これらの課題やニーズの変化に対応するため、「(仮称)大田区子育て支援計画(第4期大田区次世代育成支援行動計画、第2期大田区子ども・子育て支援事業計画)」(以下、本計画という)を策定します。

令和元年7月に策定した区の基本計画である「おおた重点プログラム」では、「未来を拓き地域を担う子どもを、みんなで育むまちにします」を子育て分野における個別目標として設定しました。本計画は、区の基本構想・基本計画の目標を実現していくための個別計画として、事業を推進します。

(※注1)子ども・子育て関連3法

- ①子ども・子育て支援法
- ②就学前の子どもに関する教育、保育等の提供の推進に関する法律の一部を改正する法律
- ③子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を 改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

計画の位置づけ

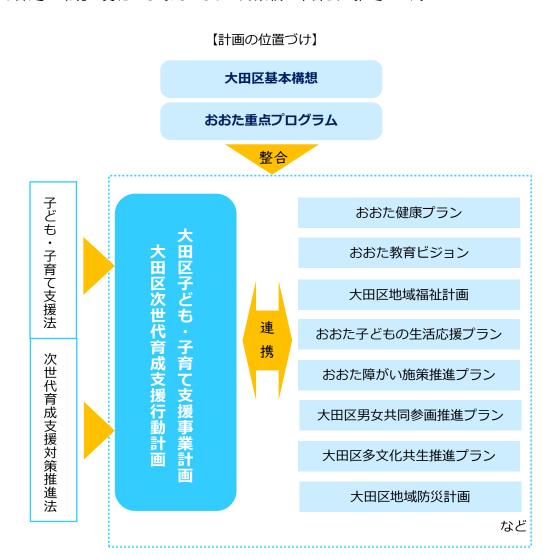
(1)法的位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条の規定に基づく「市町村行動計画」と「子ども・子育て支援法」第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」との性格を併せ持つ、大田区の子ども・子育てに関する個別計画です。

なお、策定にあたっては、区民、子どもの保護者、学識経験者、子ども・子育でに関する事業者及び関係機関、区議会議員から構成される子ども・子育で支援法第77条第1項に基づく「大田区子ども・子育で会議」での意見等を踏まえて策定しました。

(2) 関連計画との連携

- ●本計画は、子どもの「育ち」と子育て家庭を支援するとともに、区民が子育てについて理解と認識を深め、地域社会が一体となって子育てを推進するための「区の取り組み」を整理したものです。
- ●本計画は、上位計画である大田区基本構想、「おおた重点プログラム」との整合性を図ります。
- ●本計画は、子育て支援に関連する各分野の部門別計画との連携・整合を図ります。
- ●新たな課題や環境の変化にも対応できるよう、柔軟に本計画を推進します。



3 計

計画の期間

本計画の計画期間は、令和2年度(2020年度)から令和6年度(2024年度)までの5年間とします。また、区を取り巻く社会経済状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

【計画期間】

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
(2019 年度)	(2020 年度)	(2021 年度)	(2022 年度)	(2023 年度)	(2024 年度)
策定					
7100					

計画の対象

本計画は、原則として 18 歳に達する日以後の最初の3月 31 日までの間にある子どもとその家庭を対象とします。

5

計画の策定体制

(1) 保護者ニーズ調査及び中高生本人を対象としたアンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法における市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的な 指針に基づき、就学前及び小学校児童の保護者を対象にニーズ調査(以下、「保護者ニーズ調査」と言い ます。)を実施し、区内に居住する子育て家庭の生活実態やニーズ等の把握を行いました。

これに加えて、区独自の取組みとして、区在住の中高生を対象とした「子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査」(以下、「中高生アンケート調査」と言います。)を実施し、中高生の日常生活や地域活動の状況、将来についての意向、要望等の把握を行いました。

対象者	配布数	回収数	回収率	調査期間
就学前児童の保護者	2,500 件	1,234 件	49.4%	
小学校児童の保護者	2,500 件	1,398 件	55.9%	平成 30 年 11 月 16 日
中学生	850 件	247 件	29.1%	から12月3日
高校生世代	850 件	217件	25.5%	

この結果については、「子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書(平成 3 I 年 3 月)」にまとめています。

(2)「大田区子ども・子育て会議」の開催

区における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募区 民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「大田区子ども・子育て会 議」を開催しており、本計画は、「大田区子ども・子育て会議」での意見を踏まえて策定しました。

6

計画の進行管理

本計画の目標を達成するため、計画事業の進行管理や部局間の連携・調整を行う体制を整備します。 その上で、計画事業を着実に推進し実効性のあるものとするため、各年度の実績や評価を「大田区子 ども・子育て会議」に諮り、区民に公表します。

ただし、本計画以外の区の個別計画で進行管理を行う施策については、施策の体系に位置づけますが、本計画における進行管理は行わず、各個別計画で進行管理を行うこととします。

なお、子ども・子育て支援事業計画に定める量の見込みに大きな変動が生じる場合等は、必要に応じて 計画の見直しを行います。 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

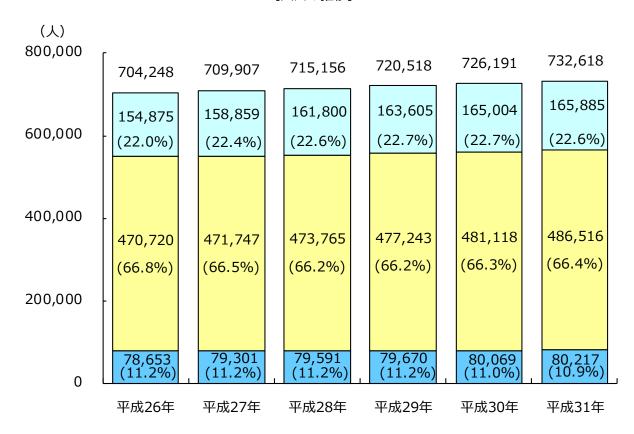


人口と出生の現状

(1)区の人口

大田区の人口は、平成 26 年以降増加しており、平成 31 年の人口は 732,618 人となっています。 年齢3区分別にみると、高齢者人口に加え、生産年齢人口及び年少人口もそれぞれ増加しており、各 年齢区分別の割合自体に大きな変化はみられません。

【人口の推移】



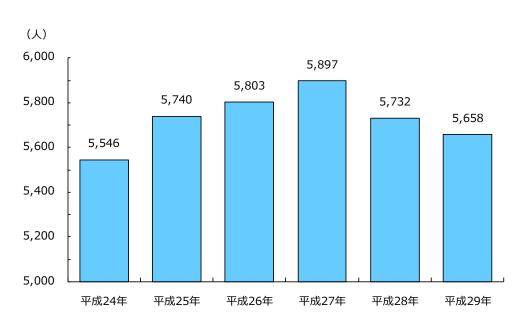
□年少人口(0歳~14歳) □生産年齢人口(15~64歳) □高齢者人口(65歳以上)

資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 出生人口

大田区の出生人口は、平成 24 年から平成 27 年にかけて増加していましたが、平成 28 年から減少傾向に転じ、平成 29 年には 5,658 人となっています。

【出生人口の推移】

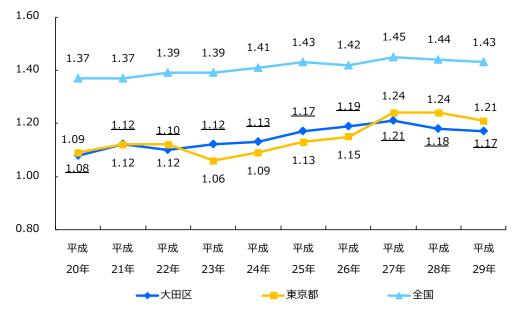


資料:人口動態統計

(3)合計特殊出生率

大田区の合計特殊出生率は、全国の水準を下回って推移しており、平成 26 年までは上昇傾向にありましたが、平成 27 年以降、下降傾向にあります。また、平成 23 年から平成 26 年までは東京都の平均を上回っていましたが、平成 27 年度以降は下回っています。

【合計特殊出生率の推移】

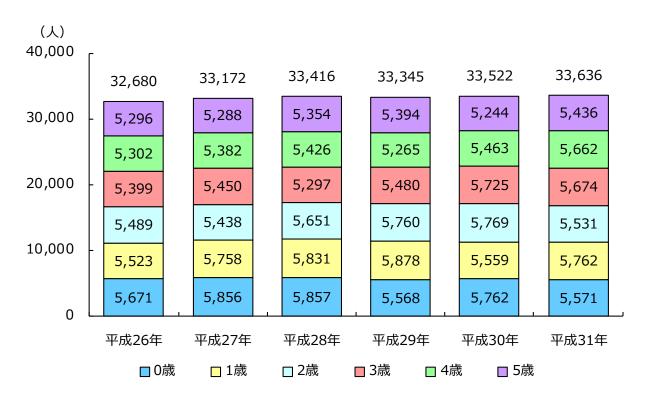


資料:人口動態統計

(4) 就学前人口

大田区の就学前人口(0~5歳)は、全体でみると微増傾向となっています。

【就学前人口の年齢別推移】



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

2

母親の就労状況

(1) 母親の現在の就労状況

就学前児童の母親の現在の就労状況は、産休等を含むフルタイムでの就労が5割弱、産休等を含めたパート・アルバイト等が1割台、未就労が4割弱となっています。小学校児童の母親の就労状況は、産休等を含むフルタイムでの就労と産休等を含めたパート・アルバイト等が3割台、未就労が3割弱となっており、就学前児童の保護者と比べ、パート・アルバイトの割合が多くなっています。

0% 20% 40% 60% 80% 100%

フルタイム (1週5日程度・1日8時間程度の就労) で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

フルタイム (1週5日程度・1日8時間程度の就労) で就労しているが、産休・育休・介護休業中である

パート・アルバイト等 (「フルタイム」以外の就労) で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない

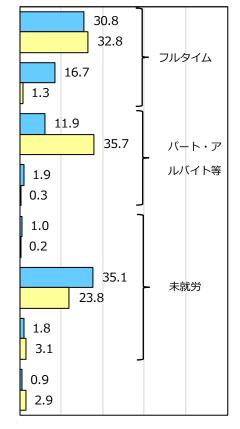
パート・アルバイト等 (「フルタイム」以外の就労) で就労しているが、産休・育休・介護休業中である

産休・育休をとっても保育園の入園が出来ない為に、 やめなくてはならなかった

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答

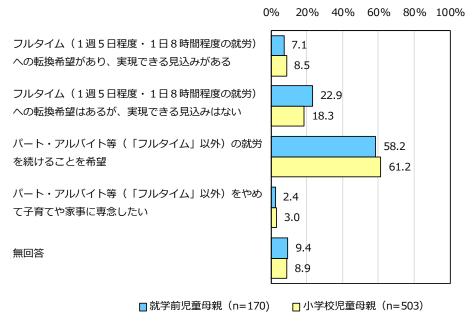


□ 就学前児童母親(n=1,234) □ 小学校児童母親(n=1,398)

資料:大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書(平成 31 年 3 月)

(2)パート・アルバイトで就労している母親のフルタイムへの転換希望

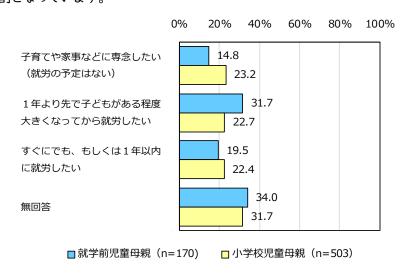
就学前児童の母親、小学校児童の母親ともに、パート・アルバイト等の就労を続けることを希望する人が約6割となっています。パート・アルバイトで就労している人でフルタイムへの転換希望がある人は2割台後半から3割となっていますが、そのうちの半数以上が実現できる見込みがないと回答しています。



資料:大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書(平成31年3月)

(3) 未就労の母親の就労希望

就学前児童の母親では、「I 年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」と回答した人が3割を超えています。一方、小学校児童の母親では、「子育てや家事などに専念したい」「I 年より先で子どもがある程度大きくなってから就労したい」「すぐにでも、もしくは I 年以内に就労したい」がいずれも約2割となっています。



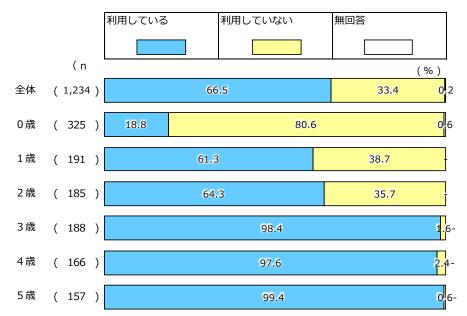
資料:大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書(平成31年3月)

3

教育・保育事業の利用

(1) 平日利用している教育・保育事業

就学前児童の家庭で、平日の定期的な教育・保育事業を利用している人は、6割を超えています。 年齢が上がるにつれて利用している割合が多くなる傾向があり、3歳以上では 100%近い利用となっています。



資料:大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書(平成31年3月)

(2) 平日利用したい教育・保育事業

0~2 歳では「認可保育所」の希望が高く、3~5歳では「認可保育所」および「幼稚園」の希望が高い傾向にあります。

	有効回答者数	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育園	認定こども園	小規模保育所	家庭福祉員(保育ママ)	事業所内保育施設	認証保育所	企業主導型保育施設	事	(ベビーホテルなど) その他の認可外の保育施設	居宅訪問型保育	ファミノー・サポート・ 	その他	無回答
0歳	325	54.5	24.3	61.2	12.9	7.7	0.6	2.5	16.0	1.8	1.8	-	0.6	0.9	0.9	12.6
1歳	191	56.0	24.6	61.8	17.3	2.6	0.5	1.0	11.0	2.6	0.5	ı	3.1	4.2	0.5	8.9
2歳	185	56.2	36.2	52.4	12.4	0.5	ı	1.1	7.6	2.7	2.2	_	0.5	2.7	1.6	15.1
3歳	188	58.0	39.4	49.5	14.9	2.7	1.6	1.1	8.5	2.7	0.5	0.5	0.5	3.7	ı	13.8
4歳	166	60.2	44.0	48.8	13.9	1.8	-	1.8	6.0	3.6	2.4	1.2	1.8	3.0	1.8	7.2
5歳	157	46.5	26.8	48.4	14.0	2.5	0.6	3.2	6.4	3.2	0.6	_	-	1.3	0.6	26.1

資料:大田区子ども・子育て支援事業計画策定に向けたアンケート調査報告書(平成31年3月)



おおた子ども・子育てかがやきプランの評価

おおた子ども・子育てかがやきプラン(平成 27 年度~平成 31 年度)の実施状況に基づき、基本目標別に5年間の総合評価を行いました。

5年間の総合評価基準 5:計画以上の進捗があった 4:概ね計画どおりの進捗であった

基本目標 | 地域における子育で支援体制を充実します

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
保育サービスアドバ イザーによる相談	*出張相談を当初の 29 回から 80 回まで増やし、区内全域で実施できるようになった。 *また、平成 30 年度から開始した商業施設における出張相談会は多くの来場者を集めることができた。	4
子育てひろば	*保護者が相談しやすい雰囲気づくりを行い、育児不安や 悩みの相談を受けることで、相談件数が平成 27 年度 8,040 件から平成 30 年度 8,805 件に増加し、子育て家 庭の孤立感や養育不安の解消を図ることができた。	4
ファミリー・サポー ト・センター事業	*平成 27 年度援助活動件数 2,2 8 件から平成 30 年度 援助活動件数 3,193 件と増加し、仕事と育児の両立や 家庭の育児支援が実現できた。	4

基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
私立(認可)保育園 の整備支援	*就学前人口及び保育所申込の増加を受け、整備計画を前倒しすること等により、5年間で74施設整備した。 *これにより、待機児童数を平成29年4月の572名から 平成31年4月の116名まで減少させることができた。	5
病後児保育	*平成 27 年度 5 施設(定員 29 人)から平成 30 年度 8 施設(定員 52 人)へと定員を増やすことにより、利用 実績が 3,885 人から 6,913 人に増え、多くのニーズに 応えることができた。	4
保育士確保対策	*保育人材情報ポータルサイトである「おおた ほいく・ ぽ~と」は、平成 28 年度の開設以来、掲載法人数、掲 載求人閲覧数ともに毎年増加しており、法人と求職者を つなぐ役割を果たすことができている。 *保育園就職フェアは私立保育園連合会との共催により毎 年多くの運営法人が出展しており、来場者からは保育園 の現場の様子を直接聞くことができ、就職を考える上で 参考になったとの評価を得ている。	4

基本目標3 親と子どもの健康の確保及び増進を図ります

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
すこやか赤ちゃん訪 問(新生児・産婦訪問 指導)	*平成30年度には、対象世帯の92.4パーセントに対し、保健師又は助産師が訪問し、母子の心身の状況や養育環境を確認や助言、医療機関受診勧奨を行うことで母子の健康維持や改善を図ることができた。	4
保育園・学校の栄養 士との連携	*平成30年度より食育フェアをグランデュオ蒲田3階通路で開催することにより、多くの人に食育をPRすることができた。	4
産科医療機関の設備 整備費助成事業	*分娩機能の拡充を図るため、医療機器等を購入する医療機関に対し補助金を交付することにより、安心して子どもを産み育てられる環境の整備に寄与することを目的としている。平成30年に 病院での整備実績があり、環境整備を推進することができた。	4

基本目標4 子どもの生きる力を伸ばし、未来を担う人材を育成します

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
子どもの心サポート 月間の実施	*学校生活調査(メンタルヘルスチェック)を6月、11月に小学4年生から中学3年生を対象に実施することで、支援が必要な児童・生徒に担任・スクールカウンセラーの面談及び必要に応じて組織的対応を行うことができた。 *平成30年度から新たに全区立中学校で、6月と11月に学級集団調査を実施し、生徒の学校生活における満足度等と意欲、学級集団の状態等を把握し、生徒の学級内における悩み等の改善を図ることができた。	4
国際理解教育の推進	*大田区立小学校イングリッシュキャンプ(平成 30 年度参加人数 178 人)や英語カフェ(全校で開催)を実施することで、異文化理解を深め、進んでコミュニケーションを図る態度を育成することができた。 *大田区立中学校生徒海外派遣(平成 27 年度から令和元年度まで延べ 280 人)を実施することで、派遣先の文化や生活について理解を深めることができた。	4
公園・児童公園	*地域に根ざした公園整備(平成 27 年度から平成 30 年度まで、新設・拡張整備延べ II か所、改良整備延べ I5 か所)を進め、乳幼児親子や小・中学生の遊び場を提供することができた。特に、社会実験として実施した子育て支援遊び場整備や、区公式キャラクター「はねぴょん」遊具の設置により、乳幼児親子への遊び場の充実を図ることができた。	5

基本目標5 子育てにやさしいまちをつくります

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
区民安全・安心メールサービスの運用	*全国各地で震災や水害の発生が相次ぎ、区民の災害に対する関心が高まっていることや区民等への広報活動による認知度の向上等から、登録者数が年々増加し、平成30年度には70,000人を超えており、平成26年度と比較して3割以上増加し、区民への情報提供の充実を図ることができた。	5
公共空間での防犯カメラの設置	*街頭防犯カメラの整備は、犯罪の抑止力、また犯罪の解決に繋がる情報、証拠として効果があることが広く認められており、平成31年3月末時点で81団体1,134台に増加し、目標の30団体600台を超えている。平成26年度と比較して、団体で3.5倍、台数で3倍以上に増加し、公共空間での防犯力向上につながっている。	5
交通安全自転車教室 の開催	*例年、年3回の開催のところ、30年度は開催回数を4回とし、参加者数も増加して、区民の安全な自転車走行の実践と交通安全意識の向上を図ることができた。	4

基本目標6 特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします

主な個別施策	総合評価内容	総合評価
養育支援訪問事業 養育支援家庭訪問事 業「ゆりかご」	*養育支援が必要な保護者を訪問し、相談、助言、指導を 行う養育支援家庭訪問事業を平成 27 年度から 30 年度 まで 100 件実施することができた。また、地域の支援 員が乳児のいる家庭を訪問し、沐浴や授乳の補助を行う 養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」では、平成 27 年度 から 30 年度まで延べ 594 回の支援を実施することが できた。	4
児童虐待防止ネット ワークの充実	*以下の会議を活発に実施することで、各機関が個別のケースに連携して取り組むことができた。 要保護児童対策地域協議会代表者会議 10回、同実務者会議 40回(地域別 20回、分野別 20回)子ども家庭支援会議 60回、関係機関による個別ケース検討会議30年度までに630回、児童虐待防止関係機関対象学習会出席者600人、巡回支援事業の実施(保育園38箇所、延べ42回 幼稚園50箇所)	4

第3章 計画の基本的な考え方



計画の基本理念と基本的な視点

(1)基本理念

「児童(子ども)の権利条約」は、18 歳未満のすべての人の保護と基本的人権の尊重を促進することを目的として、1989年に国連総会で、全会一致で採択された条約です。わが国は、1994 年(平成6年)に批准しました。この条約には、大きくわけて4つの権利を守るように定めています。

- ◎子どもに対する差別の禁止
- ◎子どもの生きる、育つ、発達する権利
- ◎子どもの最善の利益の確保
- ◎子どもの意見の尊重

この条約は、今なお世界中に貧困、飢餓、武力紛争、虐待等の困難な状況におかれている子どもがいるという現実に目を向け、児童の権利を国際的に保障、促進するために国連において採択されたものです。ここに掲げられた児童の権利は、普遍的な価値を持つものであり、子ども・子育て支援においても根幹をなすものです。

また、子ども・子育て支援は、子育ての第一義的な責任は保護者が有するという基本認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における構成員が協働し、それぞれの役割を果たしながら、保護者が子育てについての第一義的責任を全うすることを困難にしている障害を除去していくことが基本となります。

以上により、①子どもの権利の尊重、②保護者の責任、③地域のあらゆる構成員による支援の3点を踏まえ、大田区の子ども・子育て支援施策の推進にあたり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。

すべての子どもが尊重され、 保護者の愛情に包まれて 健やかに育ち、 その育ちを地域全体で 応援するまちにします

(2)計画の基本的な視点

本計画の一部を構成する次世代育成支援対策推進法の市町村行動計画の策定指針では、策定にあたっての基本的な視点として、以下の視点を掲げています。

- ◎子どもの視点
- ◎次代の親の育成という視点
- ◎サービス利用者の視点
- ◎社会全体による支援の視点
- ◎仕事と生活の調和の実現の視点
- ◎結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点
- ◎すべての子どもと家庭への支援の視点
- ◎地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点
- ◎サービスの質の視点
- ◎地域特性の視点

また、指針では、次世代育成支援対策推進法第8条第 | 項に規定される市町村行動計画の内容として、

- (1) 地域における子育ての支援
- (2) 母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進
- (3) 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- (4) 子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保
- (5) 職業生活と家庭生活との両立の推進
- (6) 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の推進
- (7) 子どもの安全の確保
- (8) 要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進
- の8項目を盛り込むこととしています。

本計画では、これらの視点と盛り込むべき項目を踏まえて、施策の内容や提供主体等を検討し、次の5つの基本目標を掲げ、出産、乳児、幼児、小学校学齢期、中学校及び高等学校学齢期の5つの成長発達段階に着目して施策を体系化します。

- I 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います
- 2 仕事と子育ての両立を支援します
- 3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります
- 4 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます
- 5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します

なお、従来計画では、要保護児童への対応などきめ細かな取組の推進として、ひとり親、障がい児、外国人家庭等について、「特に支援を必要とする子どもと家庭をサポートします」という基本目標を掲げていましたが、これらの家庭を区分することなく、他のそれぞれの基本目標の中で整理していくこととしました。

また、保護者と子どもの健康の確保及び増進については、「おおた健康プラン第三次(2019 年度~2023 年度)、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備については、「おおた教育ビジョン」との整合を図ったほか、区のその他の個別計画との整合を図りました。

〇次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画策定方針(平成 26 年 11 月 28 日告示)

三 市町村行動計画及び都道府県行動計画策定に当たっての基本的な視点(抜粋)

(1)子どもの視点

我が国は、児童の権利に関する条約の締結国としても、子どもに関わる種々の権利が擁護されるように施策を推進することが 要請されている。このような中で、子育て支援サービス等により影響を受けるのは多くの子ども自身であることから、次世代育 成支援対策の推進においては、子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮することが必要で あり、特に、子育ては男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組が重要である。

(2)次代の親の育成という視点

子どもは次代の親となるものとの認識の下に、豊かな人間性を形成し、自立して家庭を持つことができるよう、長期的な視野に立った子どもの健全育成のための取組を進めることが必要である。

(3)サービス利用者の視点

核家族化や都市化の進行等の社会環境の変化や国民の価値観の多様化に伴い、子育て家庭の生活実態や子育て支援に係る利用者のニーズも多様化しており、また、農林水産業等の個々の業種ごとの家庭の特性を踏まえることも重要であることから、次世代育成支援対策の推進においては、このような多様な個別のニーズに柔軟に対応できるように、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が重要である。

(4) 社会全体による支援の視点

次世代育成支援対策は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、国及び 地方公共団体はもとより、企業や地域社会を含めた社会全体で協力して取り組むべき課題であることから、様々な担い手の 協働の下に対策を進めていくことが必要である。

(5) 仕事と生活の調和の実現の視点

憲章においては、仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされている。働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、国民の結婚や子育ての関する希望を実現するための取組の一つとして、少子化対策の観点からも重要であり、憲章においても、社会全体の運動として進めていくこととされている。こうした取組については、地域においても、国及び地方公共団体や企業を始めとする関係者が連携して進め、自らの創意工夫の下に、地域の実情に応じた展開を図ることが重要である。

(6)結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の視点

緊急対策においては、多くの若者が将来家庭を持つことを望み、希望する子どもの数は平均二人以上となっているが、晩婚化・未婚化が進み、合計特殊出生率も低い水準にとどまっており、結婚や妊娠、出産に対する国民の希望が叶えられていないとされている。このため、「子育て支援」と「働き方改革」の一層の強化に加え、新たに「結婚・妊娠・出産支援」を対策の柱として打ち出し、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を推進することが、それらに関する国民の希望を実現してくためにも重要である。また、少子化の状況は地域によって異なっていることから、地域の創意工夫の下、地域の実情に応じた結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援の展開を図ることが重要である。

(7)全ての子どもと家庭への支援の視点

次世代育成支援は、保育士を始めとする専門的知識及び技術を持つ担い手ばかりでなく、様々な地域の担い手や社会資源によって担われるものである。また、次世代育成支援対策は、子育てと仕事の両立支援のみならず、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、広く全ての子どもと家庭への支援という観点から推進することが必要である。その際には、社会的養護を必要とする子どもの増加や虐待等の子どもの抱える背景の多様化等の状況に十分対応できるよう、社会的養護体制について質・量ともに整備を進めることとし、家庭的な養護の推進、自立支援策の強化という観点も十分踏まえて取組を進めることが重要である。

(8) 地域の担い手や社会資源の効果的な活用の視点

地域においては、子育でに関する活動を行う NPO,子育でサークル、母親クラブ、子ども会、自治会を始めとする様々な地域活動団体、社会福祉協議会やベビーシッター等の様々な民間事業者、児童委員・主任児童委員等が活動するとともに、高齢者、障がい者等に対するサービスを提供する民間事業者等もあるほか、子育で支援等を通じた地域への貢献を希望する高齢者や育児経験豊かな主婦、その他の地域人材も多く、加えて森林等の豊かな自然環境や地域に受け継がれる伝統文化等もあることから、こうした様々な地域の担い手や社会資源を十分かつ効果的に活用することが必要である。また、児童福祉法第四十八条の二及び第四十八条の三の規定を踏まえた児童養護施設等及び保育所の活用や、児童館、公民館、学校施設等を始めとする各種の公共施設の活用を図ることも重要である。

(9) サービスの質の視点

利用者が安心してサービスを利用できる環境を整備するためには、サービス供給量を適切に確保するとともに、サービスの質を確保することが重要である。このため、次世代育成支援対策においては、サービスの質を評価し、向上させていくといった視点から、人材の資質の向上を図るとともに、情報公開やサービス評価等の取組を進めることが重要である。

(10) 地域特性の視点

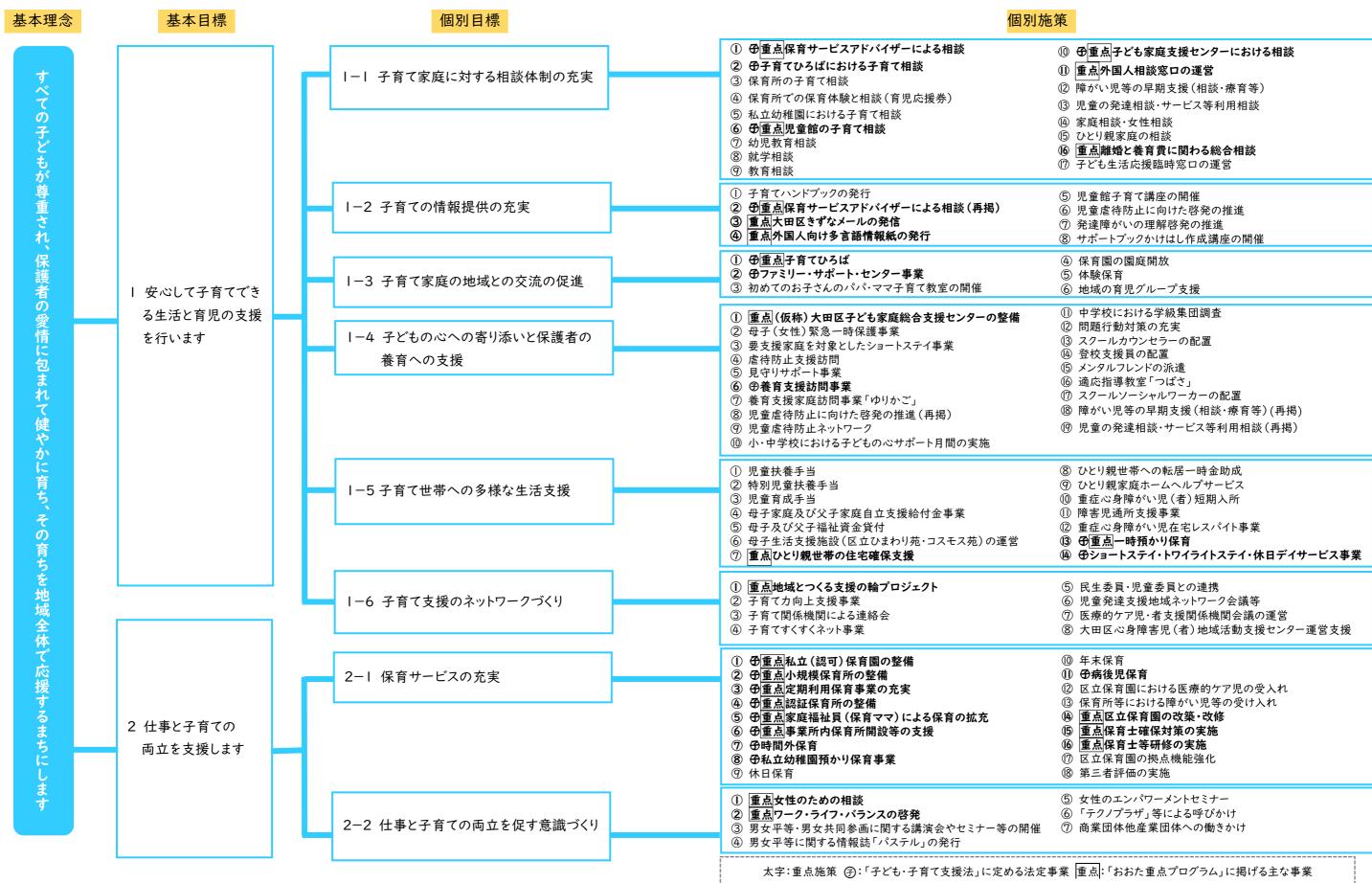
都市部と農山漁村の間の相違を始め、人口構造や産業構造、更には社会資源の状況等地域の特性は様々であり、利用者の ニーズ及び必要とされる支援策も異なることから、次世代育成支援対策においては、各地方公共団体が各々の特性を踏まえ て主体的な取組を進めていくことが必要である。

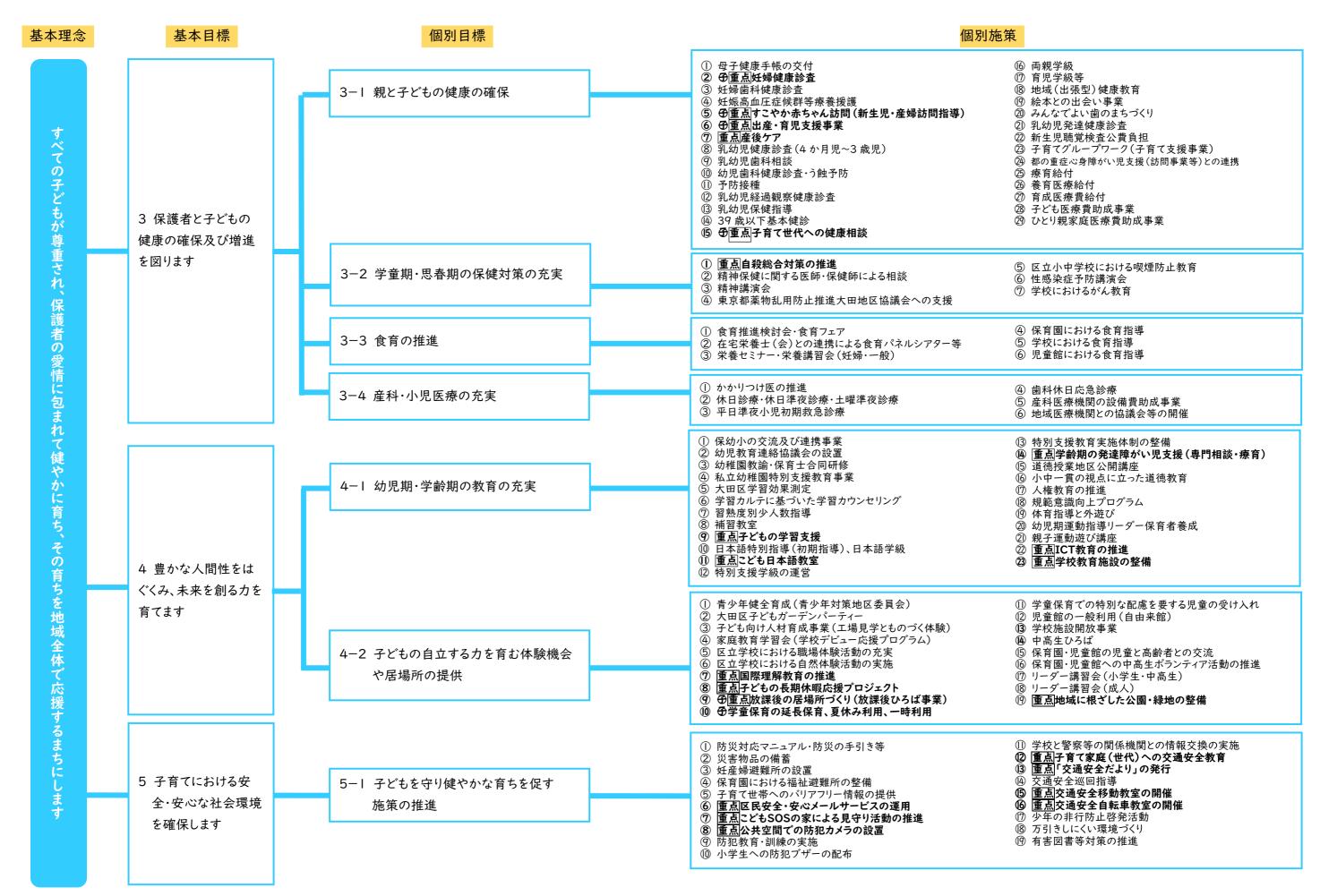
(3)施策の体系

基本理念の実現のために基本的な視点に基づき現状と課題を整理し、5つの基本目標を掲げ、 さらに I5 の個別目標を設定して今後の方向性を示し、具体的な施策を個別目標の下に位置付け ることで区の役割を明確にしました。

個別施策のうち、③は、「子ども・子育て支援法」に定める、「教育・保育の確保」及び「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられる事業です。また、重点は、「おおた重点プログラム」に掲げる事業です。

施策の体系





第4章 施策の展開



計画の成果指標

基本理念のもと、計画全体の成果指標を次のとおり定めます。

成果指標

指標	現状値(2019年)	目標値(2024年)
子育て環境や支援に対する満足度	46.7%(2018年)	60%

そして、5つの基本目標の実現に向けて、15の個別目標に基づく、現状と課題、今後の方向性、成果指標を定め、区の役割について計画を推進していくものとします。

※成果指標のうち、空欄は調整中です。

基本目標	・子育ての様々な課題の解決に向けて、5つ の基本目標を設定しています。
個別目標	・基本目標を実現するための I5 の個別目標を設定し、その個別目標達成に向けた基本施策のひとつを取上げ、その達成状況を個別目標の成果として代表させています。
基本施策の取組	・基本目標、個別目標を達成するための主な 個別事業として、区が取り組むべき役割を示 しています。 ・施策、事業別に担当課を示しています。

個別施策のうち、③は、「子ども・子育て支援法」に定める、「教育・保育の確保」及び「地域子ども・子育て支援事業」に位置付けられる事業です。また、重点は、「おおた重点プログラム」に掲げる事業です。



基本目標と達成に向けた施策

基本目標し

安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

子育てに関する悩みは多岐に渡り、また、子どもを養育するうえで家庭だけでは解決が困難な 課題も増えています。

区では、保護者の不安の解消と養育上の課題の解決のために、保育士や教員経験者などによる 専門相談の実施や、紙媒体やインターネットによる子育ての情報の提供、気がかりな家庭や子ど もへの養育支援を行ってきました。

今後は、引き続きこれらの取り組みの充実を図ると共に、子どもと子育てに係るあらゆる課題 に対応するため、児童相談所の整備と関係機関ネットワークのさらなる充実を推進します。

個別目標 | - | 子育て家庭に対する相談体制の充実

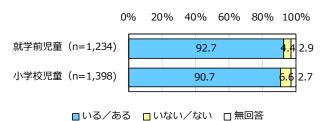
現状と課題

保護者ニーズ調査結果では、子育てについて気軽に相談できる人や場所があるとの回答は9割を超えている一方で、子育てについて心配なことがあると回答した保護者は就学前児童、小学校児童共に約6割となっており、相談できる人や場所があるにも関わらず、心配なことがある保護者が多くなっています。

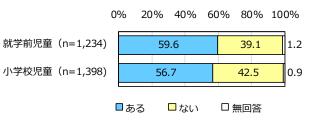
区では、これまで様々な子育ての課題に対応できる専門的な相談の機会を充実してきました。児童館、子ども家庭支援センターなどで行っている子育て相談では、子育てに悩みを抱える家庭を早期に発見し、専門機関に確実につなげるなど適切な支援に努めています。

今後は、引き続き子育て世代が身近な地域で気軽に相談できる支援体制の充実と周知に努め、子育て に悩みを抱える家庭が相談内容に適した相談機関を十分に活用できるようにすると共に、それぞれの家庭 の悩みを包括的に受け止めた上で、解決に向けて各相談機関が連携して対応していくことが必要です。

【子育てする上での相談相手の有無】



【子育てについての心配なことの有無】



今後の方向性

- ●保護者が安心して子育てを行えるよう、児童館、子ども家庭支援センター(キッズな)及び子育てひろばを設置する区立保育園を地域子育て支援拠点と位置づけ、高度な相談に応えられるよう、職員の資質の向上を図ります。
- ●保護者の体罰を禁止する児童福祉法等の改正を受け、「体罰によらない子育て」のアドバイスの充実を図ります。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024 年度)
子育て相談件数	67,155件	80,000 件

■重点的に取り組む事業 ※事業名に頭に体系図上の事業番号を付しています。

①保育サービスアドバイザーによる相談

(子)重点【保育サービス課】

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育 て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。

⑥児童館の子育で相談

(子) 重点 【子育て支援課】

児童館を地域の身近な相談窓口として、教員免許や保育士資格などを持った専門知識を有する 児童館職員が子育て全般に関する相談に対応します。

⑩子ども家庭支援センターにおける相談

③ 重点【子ども家庭支援センター】

子どもや子育て家庭の抱える問題や不安、悩み、疑問など、あらゆることについて、相談員が相談 に応じます。「子育てひろば(地域子育て支援拠点事業)」で子どもと過ごしながら相談することも可 能です。

①外国人相談窓口の運営

|重点||【(一般)国際都市おおた協会】

日本語が不自由な在住外国人が区内で安心安全に暮らせるよう、国際都市おおた協会において、外国人を対象にした日常生活に関する相談や、区立施設への通訳派遣・翻訳を、英語、中国語、タガログ語等の多言語で行います。

⑥離婚と養育費に関わる総合相談

重点【福祉管理課】

子どもが健やかに成長するための環境整備を支援するため、精神的・経済的に負担が大きい離

婚や養育費にかかわる課題に対して、弁護士による無料法律相談を実施します。

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
3	保育所の子育て相談	保育サービス課	97
4	保育所での保育体験と相談(育児応援券)	保育サービス課	97
⑤	私立幼稚園における子育て相談	教育総務課	97
7	幼児教育相談	幼児教育センター	97
8	就学相談	教育センター	97
9	教育相談	教育センター	97
(2)	障がい児等の早期支援(相談・療育等)	障害福祉課(わかばの家)	98
(3)	児童の発達相談・サービス等利用相談	障害福祉課(わかばの家)	98
(4)	家庭相談·女性相談	生活福祉課	98
(5)	ひとり親家庭の相談	生活福祉課	98
(7)	子ども生活応援臨時窓口の運営	蒲田生活福祉課	98

保育サービスアドバイザー

保育に関する様々な情報提供や子育てに関する相談に対応するため、平成 25 年 10 月から保育サービスアドバイザー業務を開始しました。

保育サービスアドバイザーは、保育士経験の豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に認可保育園等の保育施設や保育サービスの情報提供を行い、各家庭のニーズに添った施設選びのお手伝いをします。区役所の窓口における相談業務に加え、児童館や特別出張所などの区内施設で出張相談を行っています。

相談件数は4月の保育園入所申込開始の直前にあたる9月や申込開始直後の10月が多く、「保活」準備のために出産前から相談に訪れる人もいます。

また、平成30年度より窓口開設時間後の相談業務「ふらっと」を実施し、昼間に来ることができない保護者にも対応するとともに、大田区と民間企業との包括連携協定に基づき、商業施設での出張相談を行っています。





個別目標 1-2 子育ての情報提供の充実

現状と課題

子育てについて相談する相手がいるものの、身近な相談相手だけでは子育ての悩みがなかなか解消していないという現状が保護者ニーズ調査結果からうかがわれます。区では、保育士や保健師など専門職の知見を活用し、育児のアドバイスや区の子ども・子育てに関する事業を掲載した子育てハンドブックの作成・配布や、子育ての知識を得られる児童館での子育て講座の開催等により、子育てに関する情報を発信し、子育ての不安や悩みが少しでも解消されるよう努めてきました。

一方、区民の情報収集のスタイルは、スマートフォン等、インターネットを利用した情報通信機器が中心となってきており、区の有する専門的な知見を区民に届けるためには、これら情報通信機器を活用した情報提供の充実が求められます。また、外国人の増加により、多言語での情報発信も求められています。

今後の方向性

●ICT の活用や効果的なパンフレットの作成、配布などにより、子育て世帯への情報発信を更に推進します。

成果指標

指標	現状値(2019年度)	目標値(2024 年度)	
大田区きずなメールの登録者数(産後)	1,941 人		

■重点的に取り組む事業 ※事業名に頭に体系図上の事業番号を付しています。

②保育サービスアドバイザーによる相談(再掲)

・ 重点【保育サービス課】

保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育 て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。

③大田区きずなメールの配信

重点【健康づくり課】

妊婦や乳幼児の保護者が安心して出産・子育てできるよう、子どもの健康や子育てのアドバイス、 区のイベント情報などをタイムリーに配信します。

4 外国人向け多言語情報紙の発行

|重点||【国際都市・多文化共生推進課】

日本語を母語としない外国人が地域で安心して生活できるよう、必要な地域情報、身近な生活情報などを、より多くの言語やルビ付きの日本語で提供します。

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	子育てハンドブックの発行	子育て支援課	98
(5)	児童館子育で講座の開催	子育て支援課	99
6	児童虐待防止に向けた啓発の推進	子ども家庭支援センター	99
7	発達障がいの理解啓発の推進	障害福祉課(わかばの家) 障がい者総合サポートセンター	99
8	サポートブックかけはし作成講座の開催	障害福祉課	99

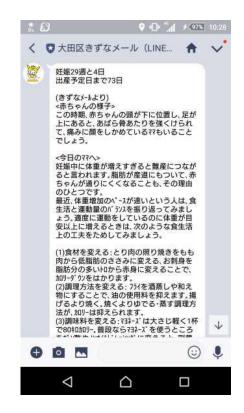
大田区きずなメール

妊婦や乳幼児の保護者の方が安心して出産や子育てができるように、お腹の赤ちゃんや子どもの成長に応じたアドバイスや区のサービス・イベント紹介等の子育て情報を、メールとLINE(ライン)で配信しています。

登録した妊婦及びパートナーやその家族、就学前までの子どもの保護者やその家族に対して、産婦人科医、内科医、小児科医、管理栄養士などの専門家が監修した情報を配信します。

同様の情報サービスは、他の自治体でも行っていますが、多くは3歳までの子育てを対象としており、就学前までに拡大して配信するのは、大田区が23区で初となりました。





個別目標 I-3 子育で家庭の地域との交流の促進

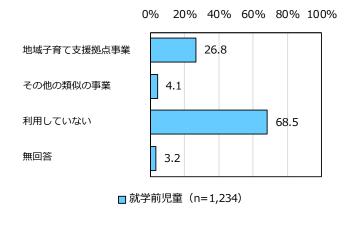
現状と課題

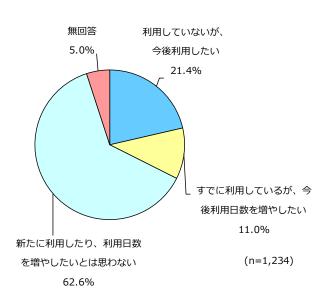
区では、子育て世代の親子の居場所として、また、相談や親子同士の交流の場として、子ども家庭支援センターや児童館等で子育てひろばの運営を行ってきました。

保護者ニーズ調査結果では、これらの地域子育て支援拠点事業である子育でひろばを利用していないと回答した保護者が約7割いる一方で、今後利用したい・利用日数を増やしたいと回答した保護者が合わせて約3割となっており、子育でひろばの開設時間中に保育園を利用している乳幼児が約5割に達している現状を考慮すれば、在宅で子育でをする保護者にとって子育でひろばへの期待やニーズは大きいと言えます。地域において子育で家庭が交流できる場や機会の提供を拡充していくことは、子育での不安や悩みの解消にもつながり、引き続き推進していくことが重要です。

【地域子育て支援拠点事業の利用状況】

【今後の利用意向】





今後の方向性

●子育てひろばをはじめとした子育て家庭の地域での交流を促進し、安心して子育てができる地域づくりを進めます。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024 年度)
子育てひろば利用者数	258,235 人	275,000 人

■重点的に取り組む事業

②ファミリー・サポート・センター事業

子【子ども家庭支援センター】

育児の手伝いをしてほしい人(利用会員)と地域の育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、地域の提供会員が利用会員と交流しながら、育児の支援を行います。

■その他の取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
3	初めてのお子さんのパパ・ママ子育て教室の開催	子ども家庭支援センター	99
4	保育所の園庭開放	保育サービス課	99
⑤	体験保育	保育サービス課	100
6	地域の育児グループ支援(地域の子育て支援)	福祉管理課	100

子育てひろば

大田区にお住まいの 0 歳から 3 歳のお子さんと 保護者の方が親子でゆったり過ごしながら、子育 ての不安や悩みを気軽に相談できる場所です。親 子での交流や情報交換もできます。子育てひろば の職員は、保護者の育児不安や孤立感に寄り添い ながら、虐待に向かうことがないよう子育ての相 談、情報提供、助言、援助を行っています。

現在、子育でひろば事業は、子ども家庭支援センター大森・洗足池・蒲田・六郷のほか、区立児童館、区立羽田保育園及び仲六郷保育園で実施しています。区立保育園内に設けられた子育でひろばでは、保育園内にある特性を生かし、保育園入所のための相談支援等も併せて行っています。



子育てひろば羽田



子育てひろば仲六郷

個別目標1-4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援

現状と課題

保護者ニーズ調査結果では、子どもを激しくたたいたり、怒鳴ったりすることが「ある」「時々ある」と回答した保護者の割合は、子どもの年齢が上がるにつれて高くなっています。これは、子どもの成長に伴って自我が芽ばえ、育児のストレスが増すことがひとつの要因と考えられ、児童虐待防止のためにリスクのある家庭に対し、家庭への訪問や見守りなどにより、早期に適切な支援を行うことが重要です。

これに加え、子どもの問題行動や不登校など、家庭の中だけでは解決が困難な課題に悩む保護者も増えています。また、障がいのある子どもの養育に悩みや不安を抱える保護者へのサポートも重要です。家庭と保育園や学校、専門機関が一体となって子どもの心に寄り添い、保護者の養育を支援する取組みにより、すべての子どもの健やかな成長を図っていく必要があります。

【子どもを激し	くたたいたり、	怒鳴ったりすることの有無	(年齢別)】

就学前児童	有効回答者数	ある	時々ある	ほとんどない	ない	無回答
全体	1,234	4.0	30.6	31.8	32.8	0.8
0歳	325	_	9.2	22.5	67.7	0.6
1歳	191	3.1	23.0	38.2	34.0	1.6
2歳	185	4.9	38.4	36.2	20.0	0.5
3歳	188	5.9	39.9	35.6	17.0	1.6
4歳	166	3.6	44.6	35.5	15.7	0.6
5歳	157	10.2	45.9	28.7	15.3	-

小学生児童	有効回答者数	ある	時々ある	ほとんどない	ない	無回答
全体	1,398	6.5	41.9	33.4	17.6	0.6
6歳	223	5.4	40.8	35.0	18.4	0.4
7歳	245	7.3	45.7	29.0	16.7	1.2
8歳	207	6.8	46.4	29.0	17.4	0.5
9歳	251	8.8	42.2	33.1	15.1	0.8
10歳	214	6.1	41.6	34.6	17.8	_
11歳	237	4.2	36.3	38.8	20.3	0.4

今後の方向性

- ●養育上の課題を抱える子どもや家庭を支援し、子どもの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」の開設に向けた取組を進めます。
- ●不登校や問題行動を解消し、健やかなこころの成長を促すために、保育園や学校、専門機関において 子どものこころに寄り添った支援を行います。
- ●保護者が安心して障がい等のある子どもの養育を行えるよう、相談を通じてその子どもの特性を見極め、適切な療育を行います。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024 年度)	
養育支援訪問事業の訪問数	28 世帯	40 世帯	

■重点的に取り組む事業

①(仮称)大田区子ども家庭総合支援センターの整備

重点【子育て支援課】

子育て相談から深刻な虐待事例まで、児童のあらゆる課題に対応するため、子ども家庭支援センターの相談機能に加え児童相談所の機能を併せ持つ「(仮称)大田区子ども家庭総合支援センター」を設置します。

6養育支援訪問事業

③ 【子ども家庭支援センター】

養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関する相談、指導助言等の支援を行い、児 童虐待を未然に防止します。

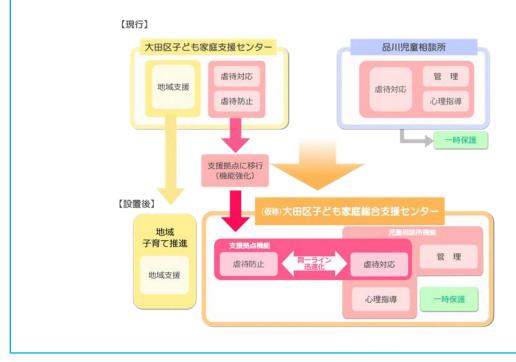
No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
2	母子(女性)緊急一時保護事業	生活福祉課	100
3	要支援家庭を対象としたショートステイ事業	子ども家庭支援センター	100
4	虐待防止支援訪問	子ども家庭支援センター	100
5	見守りサポート事業	子ども家庭支援センター	100
7	養育支援家庭訪問事業「ゆりかご」	子ども家庭支援センター	100
8	児童虐待防止に向けた啓発の推進(再掲)	子ども家庭支援センター	100
9	児童虐待防止ネットワーク	子ども家庭支援センター	100
(1)	小・中学校における子どもの心サポート月間の実施	指導課	100
(1)	中学校における学級集団調査	指導課	101
(2)	問題行動対策の充実	指導課	101
(3)	スクールカウンセラーの配置	教育センター	101
4	登校支援員の配置	指導課	101
(5)	メンタルフレンドの派遣	教育センター	101
(6)	適応指導教室「つばさ」	教育センター	101
17	スクールソーシャルワーカーの配置	教育センター	101

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
(8)	障がい児等の早期支援(相談・療育等)(再掲)	障害福祉課(わかばの家)	101
(9)	児童の発達相談・サービス等利用相談 (再掲)	障害福祉課(わかばの家)	101

(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター(児童相談所)の設置

区は、改正児童福祉法に基づき、区民に最も身近な行政の強みを活かし、問題を抱える 家庭の早期発見に努めるとともに、自立に向け切れ目なく支援を行うために、区が運営・ 管理する児童相談所の設置を目指しています。

設置にあたっては、子どもたちの生きる権利や育つ権利を守り、児童虐待を防止するために、子ども家庭支援センターが担ってきた児童虐待相談機能と児童相談所を統合し、「(仮称) 大田区子ども家庭総合支援センター」として一体的に整備する予定です。



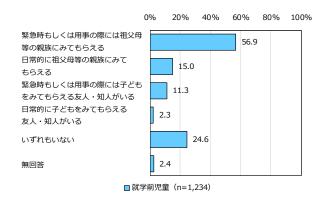
個別目標1-5 子育で世帯への多様な生活支援

現状と課題

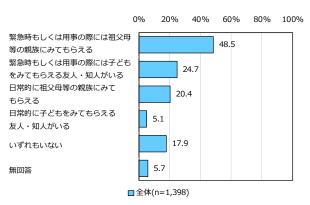
保護者ニーズ調査では、「緊急時もしくは幼児の際には祖父母等の親族にみてもらえるか」との設問に「いずれもいない」と回答した割合は、就学前児童のいる世帯では 24.6 パーセント、小学校児童のいる世帯では、17.9 パーセントに達しています。また、親族等にみてもらえるとした世帯であっても「祖父母等の親族に負担をかけていることが心苦しい」「祖父母等の親族の身体的負担が大きく心配である」が就学前児童では、合わせて 55.9 パーセント、小学校児童では、38 パーセントに上っています。核家族化が進む中で家族や親族だけでは、養育を支えることが難しくなっている現状がうかがわれます。

また、ひとり親家庭や障がい児のいる家庭など、それぞれの事情により課題を抱え、支援が必要な場合があります。また、これらの家庭を含め、すべての子どもの生活と発達が保障されることが必要です。

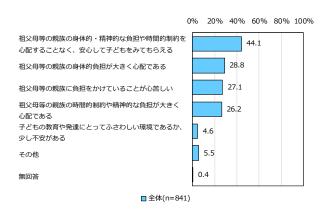
【緊急時の親族等の一時預かり:就学前児童】



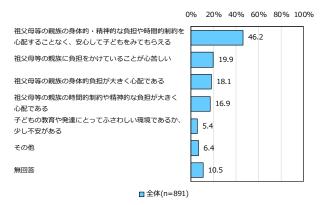
【緊急時の親族等の一時預かり:小学校児童】



【親族等の一時預かりの状況:就学前児童】



【親族等の一時預かりの状況:小学校児童】



今後の方向性

- 子どもの健やかな成長のために各種手当等の支給を行います。
- ●家族や親族等だけでは解決できない生活上の問題に対する支援を行います。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024 年度)
一時預かり保育の延べ利用児童数	8,931 人	

■重点的に取り組む事業

⑦ひとり親世帯の住宅確保支援(高齢者等住宅確保支援事業)

重点【建築調整課】

住宅に困窮するひとり親世帯の民間住宅への入居を支援するために、相談を受けて助言を行い、 必要があれば、不動産業界団体へ住宅の紹介を依頼します。また、入居時に必要な火災保険料や 保証料等の一部を、所得制限を設けて助成します。

(子) 重点 【子育て支援課・子ども家庭支援センター・保育サービス課】 ③一時預かり保育 家庭において、緊急または一時的に保育が困難となった児童を、区内保育施設等で保育します。 また、子ども家庭支援センターや萩中児童館で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児 の一時預かりを実施します。

2歳から5歳までの児童を対象にショートステイ(宿泊型保育)、トワイライトステイ(17時から22 時までの夜間一時保育)、休日デイサービス(日曜・祝祭日の日中における保育)を実施します。

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	児童扶養手当	子育て支援課	102
2	特別児童扶養手当	子育て支援課	102
3	児童育成手当	子育て支援課	102
4	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	生活福祉課	102
⑤	母子及び父子福祉資金貸付	生活福祉課	102
6	母子生活支援施設(区立ひまわり苑・コスモス苑)の運営	子育て支援課 生活福祉課	102
8	ひとり親世帯への転居一時金助成(高齢者世帯等転居一時金助成)	建築調整課	102
9	ひとり親家庭ホームヘルプサービス	生活福祉課	102
(1)	重症心身障がい児(者)短期入所	障がい者総合サポートセンター	102
①	障害児通所支援事業	障害福祉課	102
(2)	重症心身障がい児在宅レスパイト事業	障害福祉課	102

個別目標1-6 子育て支援のネットワークづくり

現状と課題

保護者ニーズ調査結果では、子育てについて気軽に相談できる人や場所があるとの回答は9割を超えている一方で、子育てについて心配なことがあると回答した保護者は約6割となっており、相談できる人や場所があるにも関わらず、心配なことがある保護者が多くなっています。

また、「日頃、宛名のお子さんをみてもらえる親族・知人はいますか」との設問に「いずれもいない」と答えた保護者の割合は、就学前では 24.6 パーセント、小学校児童では、17.9 パーセントとなっています。

専門機関の相談や支援による解決を目指すと共に、すべての子どもが地域社会から切り離されることな く、地域で子どもを育てるまちにしていくことが重要です。

区では、子育て中の保護者が交流できる場の提供や子育ての手助けや見守りなど、地域の様々な世代の人々が子育てを支援する環境の整備を引き続き進めます。

今後の方向性

- ●子育ですくすくネット事業や民生委員、児童委員との連携等、地域による手助けを促進し、安心して子育でができる地域づくりを進めます。
- ●「地域とつくる支援の輪」プロジェクトの推進等により、子育て支援のネットワークづくりを進めます。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024 年度)
子育て力向上支援事業の参加者数	125人	

■重点的に取り組む事業

①地域とつくる支援の輪プロジェクト

重点【福祉管理課】

地域で子どもを見守るための体制をつくっていくため、子どもの生活応援に資する地域の活動団 体等をつなぐネットワークづくりに取り組みます。

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
2	子育て力向上支援事業	子育て支援課	103
3	子育て関係機関による連絡会	地域健康課	103
4	子育てすくすくネット事業	子育て支援課	103

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
5	民生委員・児童委員との連携	福祉管理課	103
6	児童発達支援地域ネットワーク会議等	障がい者総合サポートセンター	103
7	医療的ケア児・者支援関係機関会議の運営	障害福祉課	103
8	大田区心身障害児(者)地域活動支援センター運営支援	障害福祉課	103

基本目標2

仕事と子育ての両立を支援します

男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」です。

近年では、この人権の視点に加え、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の 社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現するうえで、女性活躍の推進は社 会全体で取り組むべき最重要課題とされるようになってきています。

女性の就労率は、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる M 字カーブを描くことが知られており、国は、この M 字カーブを解消すると共に、女性の就労率 80 パーセントに対応する待機児童対策を進めています。

一方、乳幼児期の保護者との愛着形成をはじめ、保護者との関わりは、子どもの健やかな成長にとって、何よりも重要です。区は、子どもの最善の利益を最優先に、待機児童対策と共にワーク・ライフ・バランスの啓発や育児休業等を取得しやすい環境整備に向けた社会への働きかけを推進します。

個別目標2-1 保育サービスの充実

現状と課題

区は、平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間で 2,100 人の保育サービス定員の拡充を図る当初の計画を前倒しし、平成 30 年度までの 2 か年で 2,643 人の定員増を達成しました。これにより待機児童数は、平成 30 年 4 月の 250 人から平成 31 年 4 月には 116 人と半減しました。また、3 歳から 5 歳までについては、平成 30 年度から待機児童はゼロとなっています。令和元年度は、850 人の定員拡充を目指しており、待機児童対策はさらに進む見込みです。

本区の就学前児童数は、微増傾向にありますが、保育サービスの供給の視点からは、横ばいと捉えてよい程度にとどまっています。一方、妊娠届の際に行っているアンケート調査では、パート・アルバイトを含め就労状況にある妊婦の割合は、平成28年度68.0%、平成29年度71.8%、平成30年度74.2%と上昇しており、このうちの92%が保育所に預けたいと回答しています。今後は、就労希望の上昇による保育需要への対応が必要となります。なお、国が認可保育所の整備目標としている女性の就労率80%に到達するのは、本区の場合、令和3年度(令和4年4月)と見られ、当面はこれを上限として保育サービス定員拡充が必要です。

また、本区内では、待機児童数が解消に向かう地域と依然として多く発生している地域と二極化する傾向がでてきていることから、地域別に精密な予測を行い、認可保育所等を整備していく必要があります。

今後の方向性

- ●保育施設の整備・定員拡大により、待機児童の解消に努めます。
- ●保育の質の確保・向上に向け、保育人材の採用・定着・育成の総合的な支援を推進します。

成果指標

指標	現状値(2019年度)	目標値(2024 年度)
保育サービス定員数	16,796人	検討中

■重点的に取り組む事業

①私立(認可)保育園の整備

③ 重点 【保育サービス課】

認可保育所の入所希望者の増加や待機児童の状況を踏まえ、多様なニーズに応える保育サービス基盤の拡充を進めるため、民間事業者による認可保育所の新規開設を支援します。

②小規模保育所の整備

③ 重点 【保育サービス課】

低年齢児の待機児解消を進めるため、民間事業者による定員 19 人以下の小規模保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。

③定期利用保育事業の充実

③ 重点【保育サービス課】

パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を推進します。

4認証保育所の整備

重点【保育サービス課】

長時間保育等の多様なニーズに応えるため、民間事業者による認証保育所の新規開設や保育 の質の向上を支援します。

⑤家庭福祉員(保育ママ)による保育の拡充

(子) 重点 【保育サービス課】

2 歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員(保育ママ)が、自宅又はグループ保育室で実施する保育事業を推進します。

⑥事業所内保育所開設等の支援

③ 重点【保育サービス課】

区内事業所の従業員が育児と仕事を両立できるよう事業所内保育所の開設等の企業の取り組みを支援します。

⑦時間外保育

(子) 【保育サービス課】

就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育(延長保育)事業 を実施します。

⑧私立幼稚園預かり保育事業

会 【教育総務課】

私立幼稚園が実施する、在園児を対象とした預かり保育事業を支援します。

①病後児保育

(子) 【保育サービス課】

病気や怪我等により保育園等に通えない児童を、医療機関等に併設された専用スペース等で保育します。

(4)区立保育園の改築・改修

重点【子育て支援課】

耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化した保育園の改築・改修を進め、良好な保育環境を整備します。

15保育士確保対策の実施

重点【保育サービス課】

区内保育施設における人材の確保を支援し、定着を図るため、職員の処遇改善や宿舎借上げ補助、保育人材情報ポータルサイト「おおた ほいくぽーと」の運営、保育園就職フェア等を実施します。

16保育士等研修の実施

重点【保育サービス課】

区内の保育施設で従事する職員の専門知識・技術のスキルアップを図ります。 相談事業・サービス向上のための研修を実施します。

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
9	休日保育	保育サービス課	104
(1)	年末保育	保育サービス課	104
(2)	区立保育園における医療的ケア児の受け入れ	保育サービス課	104
(3)	保育所等における障がい児等の受け入れ	保育サービス課	104
17	区立保育園の拠点機能強化	保育サービス課	105
(8)	第三者評価の実施	保育サービス課	105

個別目標2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり

現状と課題

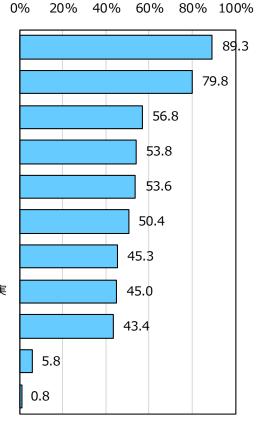
区では、区民や企業を対象に相談及び講演会やセミナーを実施し、ワーク・ライフ・バランスの意識啓発 を進めてきました。

保護者ニーズ調査結果では、仕事と子育てを両立させるために必要と思うことについて、配偶者の協力 や職場の理解、協力体制、親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実などの回答が多くなっ ています。

仕事と生活が調和した暮らしを実現できるよう、企業への働きかけと個人への意識啓発を引き続き推進 していく必要があります。

【仕事と子育てを両立させるために必要と思うこと】

配偶者の協力
職場の理解、協力体制
親の仕事の形態に合わせた保育施設やサービスの充実
学童保育の整備・充実
労働時間の短縮制度導入
配偶者以外の家族の協力
時間単位の育児休業導入など、育児休業制度の充実
全児童が参加できる学校施設を利用した放課後活動の整備・充実
子育て後に再就職できる制度の充実
その他



□ 就学前児童(n=1,234)

今後の方向性

無回答

●ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、男性の家庭や地域への参画を推進していくため、意識啓発 に取り組むとともに、育児休業を取得しやすい環境づくりに向けて企業向けの啓発を実施します。

成果指標

指標	現状値	目標値(2024 年度)
男性のための家事や子育て講座の参加者数		

■重点的に取り組む事業

①女性のための相談

重点【人権·男女平等推進課】

男女平等推進センターで女性のための相談を実施します。対人関係、自分の生き方や性格、夫婦 や親子関係、雇用、ハラスメント等に関する相談を受けています。

②ワーク・ライフ・バランスの啓発

重点【人権·男女平等推進課】

ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、男性の家庭参画を促すため、男性のための日常的な家事や子育て参加支援の講座などを開催します。

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
3	男女平等·男女共同参画に関する講演会やセミナー等の 開催	人権·男女平等推進課	105
4	男女平等に関する情報誌「パステル」の発行	人権·男女平等推進課	105
⑤	女性のエンパワーメントセミナー	人権·男女平等推進課	105
6	「テクノプラザ」等による呼びかけ	(公財)大田区産業振興協会	105
7	商業団体他産業団体への働きかけ	産業振興課	105

基本目標3

保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります

核家族化や地域とのつながりの希薄化は、子どもの健康確保という点においても保護者に不安を与える要因となっています。安心して子どもを産み、育てるためには、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要です。

また、発育・発達に偏りのある子どもや医療的ケアの必要な子どもなど、専門家の支援が必要なケースも増えています。

区はこれまで、妊娠出産から乳幼児期を経て、学童期・思春期に至るまでの、保護者と子どもの心と体の健康確保に向けた切れ目のない支援を推進してきました。今後も、この切れ目のない支援を推進すると共に妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て施策とを一体的に提供する子育て世代包括支援センター機能を整備することで取組みを強化します。

個別目標3-1 親と子どもの健康の確保

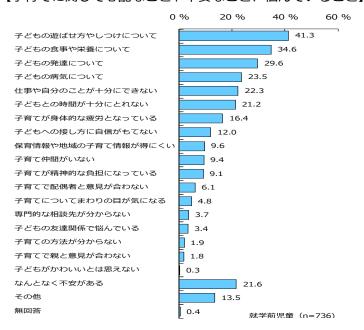
現状と課題

区では、健康診査、健康相談等の母子保健事業を実施し、親と子どもの健康の確保に向けた取り組みを 進めてきました。

保護者ニーズ調査結果では、子育てに関して心配なことや不安なこと、悩んでいることとして、子どもの遊ばせ方やしつけと共に、子どもの食事や栄養、子どもの発達、子どもの病気についてなどの回答が多くなっており、子どもの心身の健康に関して不安を抱える保護者が多いことが伺えます。

子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、保護者の抱える不安の解消と子どもたちの 健やかな成長を支援していくことが重要です。

【子育てに関して心配なことや不安なこと、悩んでいること】



今後の方向性

●妊娠から出産・育児に至る時期に必要な情報を提供するなど、妊婦への支援の充実を図るとともに、 すこやか赤ちゃん訪問や産後ケアなどの産後の早期子育て支援を実施し、親と子どもの健康の確保 に努めます。

成果指標

指標	現状値(2018年度)	目標値(2024 年度)
すこやか赤ちゃん訪問事業の実施率	92.4%	100%

■重点的に取り組む事業

②妊婦健康診査

③ 重点 【健康づくり課】

妊婦健康診査の費用を | 4 回まで、超音波検査の費用を | 回助成します。

⑤すこやか赤ちゃん訪問(新生児・産婦訪問指導)

すべての乳児家庭を生後4か月までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境を確認し、子育て情報の提供を行います。

⑥出産・育児支援事業

随時、子どもや家庭の抱える健康上の問題について医師、保健師、栄養士、歯科衛生士が、面接・ 電話や家庭訪問などで相談に応じます。

⑦産後ケア

|重点| 【健康づくり課・地域健康課】

産後直後は母親の体調が不安定で、育児不安も強くなりやすい時期であるため、母親の身体的、 心理的な安定をはかるため、訪問型、デイサービス型などの支援を行います。

⑤子育て世代への健康相談

重点【健康づくり課・地域健康課】

随時、子どもや家庭の抱える健康上の問題について医師、保健師、栄養士、歯科衛生士が、面接・電話や家庭訪問などで相談に応じます。

出産・育児支援事業

妊娠から出産、子育て期の切れ目ない支援として、 妊娠期から助産師や保健師が継続して妊婦さんを支援 しています。

妊娠届出時に保健師、助産師、看護師などの専門職が妊婦さんと面接を行い、妊娠期や出産、子育てに関する不安の解消を図ります。

出産前までに面接を受けた妊婦の方にはカタログギフトによる「妊婦さん・子育て応援グッズ」をお渡ししています。



No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	母子健康手帳の交付	健康づくり課 地域健康課 特別出張所等	106
3	妊婦歯科健康診査	健康づくり課	106
4	妊娠高血圧症候群等療養援護	健康づくり課 地域健康課	106
8	乳幼児健康診査(4か月児~3歳児)	健康づくり課 地域健康課	106
9	乳幼児歯科相談	地域健康課	106
(1)	幼児歯科健康診査・う蝕予防	健康づくり課 地域健康課	106
(1)	予防接種	感染症対策課	106
(2)	乳幼児経過観察健康診査	地域健康課	106
(3)	乳幼児保健指導	地域健康課	106
(4)	39 歳以下基本健診	健康づくり課	107
(6)	両親学級	地域健康課	107
\bigcirc	育児学級等	地域健康課	107
(8)	地域(出張型)健康教育	地域健康課	107
(9)	絵本との出会い事業	健康づくり課 地域健康課	107
20	みんなでよい歯のまちづくり	地域健康課	107
2)	乳幼児発達健康診査	地域健康課	107
22	新生児聴覚検査公費負担	健康づくり課	107
23	子育てグループワーク(子育て支援事業)	地域健康課	107
24	都の重症心身障がい児支援(訪問事業等)との連携	地域健康課	107
25	療育給付	健康づくり課	107
26	養育医療給付	健康づくり課 地域健康課	107
27)	育成医療費給付	健康づくり課 地域健康課	107
28	子ども医療費助成事業	子育て支援課	107
29	ひとり親家庭医療費助成事業	子育て支援課	107

個別目標3-2 学童期・思春期の保健対策の充実

現状と課題

小学校高学年から高校生年代にかけての思春期は、周囲の影響を受けながら、一人の大人として自分を確立する時期です。この時期には、仲間集団が大きな影響を与えます。また、第二次性徴に始まる大きな身体的変化が生じる時期でもあります。

区内では 19 歳以下の自殺死亡率が近年増加傾向にあり、その原因は、心身の病気やいじめ、孤立などが多くなっています。自殺は、相談支援体制の整備や社会的支援により防ぐことができる問題であることから、様々な関係機関が連携して総合的な支援を推進し、子ども・若者の悩みや不安の解消を支援することが重要です。

また、警視庁によると大田区管内では、喫煙や飲酒などの不良行為少年の補導件数は近年減少していますが、好奇心や仲間の影響などにより、飲酒・喫煙や薬物乱用などの誘惑にもさらされる時期であることから、引き続き対策を講じることが必要です。

今後の方向性

- ●いじめ、家庭問題、就労問題等で悩んでいる子ども・若者を早期に発見し、自殺を未然に防ぎます。
- ●区内関係機関との連携を強化し、様々な悩みを抱えている人を相談につなげていきます。

成果指標

指標	現状値(2015年度)※	目標値(2022年度)※
20 歳未満の自殺死亡率(人口 10 万対)	2.8	2.2 以下

[※]指標は、警察庁統計によるものとし、現状値、目標値は「大田健康プラン第三次」に整合させました。

■重点的に取り組む事業

①自殺総合対策の推進

重点【健康医療政策課】

区長をトップとする大田区自殺対策戦略本部、関係機関による大田区自殺総合対策協議会を開催し、自殺対策の推進を図ります。

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
2	精神保健に関する医師・保健師による相談	地域健康課	108
3	精神講演会	健康づくり課 地域健康課	108
4	東京都薬物乱用防止推進大田地区協議会への支援	生活衛生課	108
5	区立小中学校における喫煙防止教育	学務課	108
6	性感染症予防講演会	感染症対策課	108
7	学校におけるがん教育	指導課	108

個別目標3-3 食育の推進

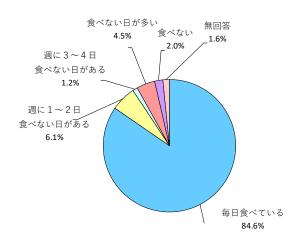
現状と課題

子どものうちに健全な食生活を確立することは、生涯にわたり健全な心身を培い、豊かな人間性を育む 基礎となります。

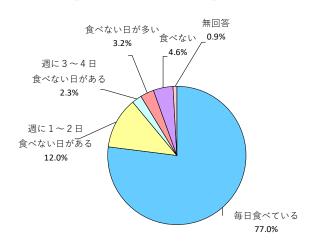
中高生アンケート調査では、「朝食を食べていますか」との設問に「毎日食べている」と回答しなかった中学生は、15.4 パーセント、高校生世代では、23 パーセントに上りました。区では、保育園や学校での広報活動や、保育園での栄養相談の実施等により、食育の推進に努めてきました。しかしながら、食欲がわかない、食べる時間がない、などの理由により、朝食を毎日食べない中学生、高校生世代がいます。

早い時期から食への関心を高め、栄養バランスなど食の重要性を理解させる取組みが重要です。

【中学生の朝食の状況】



【高校生の朝食の状況】



今後の方向性

●給食の時間を活用した食への理解を深める教育と共に野菜栽培や調理実習などの体験活動を通して 食への関心を高めます。

成果指標

指標	現状値(2017年度)	目標値(2024年度)
食を大切に思う中学生の割合	90.0%	

■取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	食育推進検討会・食育フェア	健康づくり課 地域健康課 生活衛生課 子育て支援課 保育サービス課	108
2	在宅栄養士(会)との連携による食育パネルシアター等	地域健康課	108
3	栄養セミナー・栄養講習会(妊婦・一般)	地域健康課	108
4	保育園における食育指導	保育サービス課	108
⑤	学校における食育指導	指導課	109
6	児童館における食育指導	子育て支援課	109

個別目標3-4 産科・小児医療の充実

現状と課題

小児医療は、次代を担う子どもの健やかな成長と、子育て家庭の育児面における安全・安心の確保を図る基盤として非常に重要です。

厚生労働省の資料によれば、平成 28 年における 15 歳から 49 歳人口に対する産婦人科医数は、平成 6 年以降で最大となっており、15 歳未満人口に対する小児科医数も近年一貫して増加しているとのことです。

一方で、子どもの受診件数は増加傾向にあると言われており、また、共働き家庭の増加から、時間外診療の件数も増えています。安心して子どもを産み、健やかに育てることができるよう、産科・小児医療の充実に取り組んでいくことが重要です。

今後の方向性

●子どもが安心して医療を受けられるよう、医療機関に関する情報提供や休日の診療実施を行うなど、 子どもの医療・保健体制を充実します。

成果指標

指標	現状値(2017年度)※	目標値(2022 年度)
かかりつけ医がいる区民の割合	62.5%	65.0%

[※]指標及び現状値、目標値は、「おおた健康プラン第三次」に整合させました。

■取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	かかりつけ医の推進	健康医療政策課 健康づくり課 地域健康課	109
2	休日診療·休日準夜診療·土曜準夜診療	健康医療政策課	109
3	平日準夜小児初期救急診療	健康医療政策課	109
4	歯科休日応急診療	健康医療政策課	109
⑤	産科医療機関の設備整備費助成事業	健康医療政策課	109
6	地域医療機関との協議会等の開催	健康医療政策課	109

基本目標4

豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます

わが国においては、人口減少、高齢社会の到来に加え、技術革新やグローバル化の急激な進展など、社会を取り巻く環境は激しく変化し、今後、ますます複雑かつ予測困難な社会が到来します。そのような中、子どもたちが希望を持って未来社会を力強く生き抜いていくためには、社会の変化に主体的に対応するとともに、豊かな感性を生かし、未来社会を創造的に生きようとする意欲や資質・能力を育てることが大切です。

人格の完成は、「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性をはぐくむことであり、教育の普遍的な目的である、との認識に立ち、「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性の育成をめざします。

個別目標4-1 幼児期・学齢期の教育の充実

現状と課題

保護者ニーズ調査において、3歳以上の就学前児童のいる保護者に対して行った「教育・保育事業を希望する上で重視する条件は何か」という設問に対して、すべての年齢で「教育・保育の内容や方針が充実している。」を挙げた保護者が最も多くなっています。幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものであり、平成30年度より保育所も幼児教育の一翼を担う施設と位置付けられ、新たな保育所保育指針の下で運営されています。

一方、小・中学校教育において、大田区教育委員会は、「おおた教育振興プラン 2014」の中で「知・徳・体のバランスのとれた生きる力を育成する。」を、施策を推進する基本的な視点のひとつに掲げ、児童・生徒の学力向上、豊かな心の涵養及び体力向上に取組みました。その結果、学力、豊かな心の涵養、体力向上のいずれの成果指標においても、向上が見られました。

今後の方向性

●「おおた教育ビジョン」に基づき、幼児期、学齢期を通じて「知・徳・体」の調和のとれた豊かな人間性を涵養すると共に、学校、家庭、地域及び関係機関などが連携し、子どもの健やかな成長を図ります。

成果指標

指標	現状値(2018年度)※	目標值(2023年度)※
「自分にはよいところがある」と答えた児童の割合(小学校第6学年)	82.2%%	84.0%※

[※]指標及び現状値、目標値は、「おおた教育ビジョン」に整合させました。

■重点的に取り組む事業

9子どもの学習支援

重点【蒲田生活福祉課】

生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週 I 回の学習支援を行うことにより基礎学力の定着 と高校進学を支援します。

①こども日本語教室

重点 【(一般)国際都市おおた協会】

日本語が不自由なため未就学となっている外国籍等の子どもに日本語指導を行うことで、就学に結び付けます。

④学齢期の発達障がい児支援(専門相談・療育)

|重点||【障がい者総合サポートセンター】

学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた相談・療育事業等を障がい者総合サポートセンターで実施します。

22ICT教育の推進

重点【学務課·指導課】

電子黒板やタブレット端末などのICTを積極的に授業に活用し、分かりやすく質の高い授業を行うことで確かな学力の定着を図るとともに、児童・生徒自身がこれらの機器を使いこなし、自分の考えをまとめ、課題解決する力を育てます。

②学校教育施設の整備

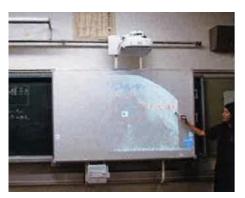
重点【教育総務課】

良好な教育環境づくりを進めるとともに、今後、大量に見込まれる学校施設等の改築需要に対応 するため、計画的な改築を進めます。

小中学校におけるICT教育の推進

小中学校の授業で電子黒板やタブレット端末などのICT機器を活用することにより、「わかる授業」、「児童・生徒の興味・関心・意欲を引き出す授業」を実践し、確かな学力の定着を目指しています。

また、ICT 機器を最大限に活用し、児童・生徒の情報活用能力を向上せるとともに、ICT を正しく適切に使えるようになるための情報モラルを身に付けさせるなどの「情報教育」をさらに推進しています。



スライドレール型電子黒板

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	保幼小の交流及び連携事業	幼児教育センター 指導課	109
2	幼児教育連絡協議会の設置	幼児教育センター	109
3	幼稚園教諭·保育士合同研修	幼児教育センター	109
4	私立幼稚園特別支援教育事業	教育総務課	110
5	大田区学習効果測定	指導課	110
6	学習カルテに基づいた学習カウンセリング	指導課	110
7	習熟度別少人数指導	指導課	110
8	補習教室	指導課	110
(1)	日本語特別指導(初期指導)、日本語学級	指導課	110
(2)	特別支援学級の運営	学務課 指導課	110
(3)	特別支援教育実施体制の整備	学務課 指導課	110
(5)	道徳授業地区公開講座	指導課	110
(6)	小中一貫の視点に立った道徳教育	指導課	110
17	人権教育の推進	指導課	111
(8)	規範意識向上プログラム	指導課	111
(9)	体育指導と外遊び	指導課	111
20	幼児期運動指導リーダー保育者養成	幼児教育センター	111
21)	親子運動遊び講座	幼児教育センター	111

個別目標4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供

現状と課題

子どもは、幼少期から青年期まで、多くの人と関わりながら体験を積み重ねることにより、社会を生き抜く 力として必要となる基礎的な能力を養っていきます。仲間とのコミュニケーション能力や自立心、主体性、協 調性、チャレンジ精神、責任感、創造力等を育むためには、様々な体験活動が不可欠です。

一方、核家族化が進む中で、子どもが家族以外の大人と交流する機会が少なくなっています。また、国民生活基礎調査によれば、平成28年時点での一世帯あたりの平均児童数が1.67人となっており、兄弟姉妹がいないか、少ない子どもが大半を占めています。このことから、異年齢の子どもと一緒になって遊ぶ機会が減少していると考えられ、また、地域とのつながりの希薄化により地域や社会とのかかわりや異なる年代の人との交流を通じて社会性を自然に培いながら成長していくことが難しくなっていると考えられます。

区では、生活・文化体験、自然体験、社会体験及び異なる年代の人との交流の機会の提供や、安全・安 心な環境で他者との関わりを持てる居場所の提供などに取り組んできました。

引き続き、これらの体験機会や居場所を提供する取組みを進めていくことが重要です。

今後の方向性

- ●地域における交流や体験など、子どもの成長に資する様々な体験の機会・場づくりに取り組みます。
- ●学童保育など小学生を対象とした放課後の安全な居場所の充実に努めます。
- 学習支援事業や中高生ひろば事業の推進等により、中高生の居場所づくりを推進します。
- ●様々な年代との交流の場を提供するとともに、子どもたちの生きる力を育む機会を提供します。

成果指標

指標	現状値(2019年度)	目標値(2024 年度)
学童保育受け入れ人数	5,415人	

■重点的に取り組む事業

⑦国際理解教育の推進

重点【指導課】

日本の伝統・文化や異文化を理解するとともに、外国の方々とのコミュニケーション能力の育成や 互いの人権を尊重する態度など、国際社会に貢献できる力を育成するための教育活動を推進しま す。

8子どもの長期休暇応援プロジェクト

重点【福祉管理課】

夏休みなどの長期休暇中に深刻化しやすい子どもの課題に着目し、学習支援、昼食提供、体験 機会の提供を行います。

⑨放課後の居場所づくり(放課後ひろば事業※)

③ 重点 【子育て支援課・教育総務課】

【学童保育事業】

就労等のために昼間保護者がいない家庭の児童(I年生から6年生)の健全育成を図ります。 【放課後子ども教室】

学校の施設を活用して、児童の放課後の安心・安全な居場所を実現し、児童の放課後の活動と交流を通じたプログラムを実施します。

※放課後ひろば事業は、区立小学校施設で学童保育事業と放課後子ども教室を一体として実施するものです。

⑩学童保育の延長保育、夏休み利用、一時利用

③ 【子育て支援課】

【延長保育】

就労などのために 17 時以降保護者がいない家庭の学童を対象に 18 時まで預かります。

【夏休み利用】

夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。

【一時利用】

家庭の都合により緊急に保育を必要とする児童を預かります。

⑨地域に根ざした公園・緑地の整備 重点 【都市基盤管理課・建設工事課・地域基盤整備課】 乳幼児親子や小、中学生に遊びの場を提供します。

■取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	青少年健全育成(青少年対策地区委員会)	地域力推進課	111
2	大田区子どもガーデンパーティー	地域力推進課	111
3	子ども向け人材育成事業(工場見学とものづくり体験)	産業振興課	112
4	家庭教育学習会(学校デビュー応援プログラム)	教育総務課	112
⑤	区立学校における職場体験活動の充実	指導課	112
6	区立学校における自然体験活動の実施	学務課 指導課	112
①	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ	子育て支援課	113
(2)	児童館の一般利用(自由来館)	子育て支援課	113
(3)	学校施設開放事業	教育総務課	113
(4)	中高生ひろば	子育て支援課	113
(5)	保育園・児童館の児童と高齢者との交流	保育サービス課 子育て支援課	113
(6)	保育園・児童館への中高生ボランティア活動の推進	保育サービス課 子育て支援課	113

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
17	リーダー講習会(小学生・中高生)	地域力推進課	113
(8)	リーダー講習会(成人)	地域力推進課	113

子どもガーデンパーティー

子どもガーデンパーティーは、地域の方々の手による子どもたちのためのお祭りです。身近な環境の中で、子どもたちが地域の人々と触れ合う機会を作るとともに、地域のコミュニティづくりのきっかけにすることを目的としています。

ゲームや軽スポーツを楽しみながら、地域の人たちと一緒に活動する体験を通して、 子どもたちが健やかに成長することを願って行われています。子どもたちが地域の中



で、自分たちとは異なる年代、世代の地域 の人々と交流しふれあう場、遊びの機会を 提供する地域の一大イベントとして実施 し、この取り組みを通して地域の連帯を深 める役割を果たしています。

1950年に1会場から始まり、現在は 平和島公園や本門寺公園など、区内10 会場において、これまで68回開催してい ます。





基本目標5

子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します

国の中央防災会議は、マグニチュード7以上の首都直下地震が今後 30 年間で 70 パーセントの確立で発生するとしています。また、超大型台風の上陸や、短時間に数十ミリにも達する局地的豪雨が毎年のように発生しており、自然災害の脅威が高まっています。

一方、子どもを狙った犯罪の発生や交通事故など、子どもが被害者とならないよう対策を講じていく必要と共に、非行防止に向けた有害な環境を排除する取組みなど、子どもの安心・安全の確保には、様々な視点からの対策が必要です。

個別目標5-1 子どもを守り健やかな育ちを促す施策の推進

現状と課題

区では、防災教育や、区内の教育・保育施設の災害時における対応の支援などに取り組み、安心・安全なまちづくりを進めてきました。災害時の安全・安心の確保に向けて避難所の整備を進めるとともに、平時からの情報提供や物品の備蓄を進め、子どもと子育てにかかわるすべての人々が安全に安心して暮らせる環境を整備していくことが重要です。

また、子どもを狙った痛ましい事件が後を絶たないことから、犯罪から子どもを守るための危機管理の徹底と、交通事故から子どもを守るための交通事故防止対策についても取り組んでいます。地域安全・安心パトロール活動や区民安全・安心メールサービスにより、地域ぐるみの防犯活動が進められています。

このような取り組みを継続・強化することにより、増加する犯罪や事故から子どもを守ることも重要です。 さらに、有害情報の氾濫に対して、引き続き、子どもたちが自ら身を守る力を身につけるための教育や、 健全な育成に資する環境の整備を推進していく必要があります。

今後の方向性

- ─災害時のための福祉避難所や妊産婦避難所の充実に努めます。
- ●各地域団体や警察等の関係機関との連携を更に強めながら、防犯設備等の充実、広報・啓発活動や 地域での見守り活動等の取り組みを引き続き実施します。
- 子どもを有害環境から守り、非行を防ぐ広報・啓発活動を推進します。

成果指標

指標	現状値(2019年)	目標値(2024年)
区民安全・安心メール登録者数	71,261人	100,000人

■重点的に取り組む事業

⑥区民安全・安心メールサービスの運用

重点【防災危機管理課】

子どもの安全・安心を確保するため、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、希望する保護者、施設管理者等へ不審者情報のメールを配信します。

⑦こどもSOSの家による見守り活動の推進

重点【地域力推進課】

子どもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所や気軽に相談できる場所としてSOSの家を設置しました。自治会・町会、PTA、学校、警察などの地域と連携した子どもの見守り活動を進めるとともに、子どもたちの健全育成を図ります。

8公共空間での防犯カメラの設置

重点【防災危機管理課】

公共空間における犯罪抑止力を高めるため、自治会・町会や商店街に対して、防犯カメラ設置費 用の一部を補助金で支出するなどして設置を促進しています。

②子育て家庭(世代)への交通安全教育

重点【都市基盤管理課】

乳児や幼児を抱える保護者(世代)を対象に、未就学保育施設等において電動アシスト付き自転車の正しい乗り方などを指導することにより交通事故減少を推進します。

③「交通安全だより」の発行

重点【都市基盤管理課】

保育園児・幼稚園児・小学生とその保護者を対象に「交通安全だより」を発行し、交通ルールや 交通標識、道路標示など交通に関する知識の修得や交通安全の普及を推進します。

⑤交通安全移動教室の開催

重点【都市基盤管理課】

保育園児を対象に、事故多発地点である交差点対策として模擬交差点(信号機・横断歩道マット持参)での訓練や施設周辺を歩行する実地訓練等を通して、幼少時における交通ルールの習得と保育者等の指導により歩行時の交通事故防止を進めます。

16交通安全自転車教室の開催

重点【都市基盤管理課】

主として子どもを対象とし、交通公園の施設内で自転車の運転に関する交通ルールについて指導することにより、交通事故の防止及び交通マナーの向上を図ります。

■取り組み事業

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
①	防災対応マニュアル・防災の手引き等	子育て支援課 保育サービス課	114
2	災害物品の備蓄	子育て支援課 保育サービス課	114

No.	事業名	担当課	資料編 掲載ページ
(5)	妊産婦避難所の設置	健康医療政策課	114
4	保育園における福祉避難所の整備	保育サービス課	114
3	子育て世帯へのバリアフリー情報の提供	福祉管理課	114
9	防犯教育・訓練の実施	指導課	114
(1)	小学生への防犯ブザーの配布	学務課	114
①	学校と警察等の関係機関との情報交換の実施	指導課	114
(4)	交通安全巡回指導	教育総務課	115
17	少年の非行防止啓発活動	防災危機管理課	115
(8)	万引きしにくい環境づくり	防災危機管理課	115
(9)	有害図書等対策の推進	地域力推進課	115

区立保育園における福祉避難所の整備及び応急保育所の整備

災害が発生した場合、一次避難所である学校へ避難する区民のうち、乳児をかかえる世帯は、おむつ替えや授乳スペースの確保など特別な配慮が求められます。福祉避難所は、被災した乳児及びその保護者のうち、一次避難所からの移動を希望する世帯が保育園を一時生活の場とするもので、現在 18 の区立拠点園に 14 の区立保育園を加え、32 の保育園で 1,334 世帯が避難できる体制を整備しています。

また、応急保育所は、災害時に医療関係者など救護復旧活動に従事する職業の保護者に 代わり、一時的に子どもを預かる施設です。救護復旧に従事する保護者が安心してその任 に当たれるよう、区内4か所で204人分を受け入れる体制を整備しています。



おむつ・粉ミルク等の備蓄品



定期訓練による対応力強化

第5章 子ども・子育て支援事業の推進 (大田区子ども・子育て支援事業計画)



子ども・子育て支援事業計画とは

(1)子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度による事業は、子ども・子育て支援給付と地域子ども・子育て支援事業の 大きく2つに分かれます。

【子ども・子育て支援新制度に基づく事業の概要】

子ども・子育て支援給付

■子どものための教育・保育給付

●施設型給付

- ・認定こども園
- 幼稚園
- ・保育所

●地域型保育給付

- ・小規模保育
- ・家庭的保育
- ・居宅訪問型保育
- ・事業所内保育

■子どものための現金給付

●児童手当

■子育てのための施設等利用給付

●施設等利用費の支給

地域子ども・子育て支援事業

- ●利用者支援事業
- ●地域子育て支援拠点事業
- ●一時預かり事業
- ●乳児家庭全戸訪問事業
- ●養育支援訪問事業等
- ●子育て短期支援事業
- ●子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事

業)

- ●時間外保育事業
- ●病児・病後児保育事業
- ●放課後児童健全育成事業(学童保育)
- ●妊婦健康診査
- ●実費徴収に係る補足給付を行う事業
- ●多様な事業者の参入促進・能力活用事

業

子ども・子育て支援新制度では、教育・保育を利用する子どもについて以下の3つの認定区分が設けられています。

認定区分	内容	利用可能施設
1号認定	満3歳以上の幼稚園等を利用する就学前の子ども	幼稚園等
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所等
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども	保育所、地域型保育事業 等

(2)子ども・子育て支援事業計画で定める事業

子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の需要量の見込みや 確保方策を定めます。

①教育:保育

- ●幼稚園:小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校
- ●保育所:就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設
- ●地域型保育事業
 - ・小規模保育:少人数(定員6~19人)を対象に、家庭的保育に近い雰囲気のもと、きめ細かな保育を行う
 - ・家庭的保育:家庭的な雰囲気のもとで、少人数(定員5人以下)を対象にきめ細かな保育を行う
 - ・居宅訪問型保育:障害・疾患などで個別のケアが必要な場合や、施設が無くなった地域で保育を 維持する必要がある場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行う
 - ・事業所内保育:会社の事業所の保育施設などで、従業員の子どもと地域の子どもを一緒に保育 する

②地域子ども・子育て支援事業

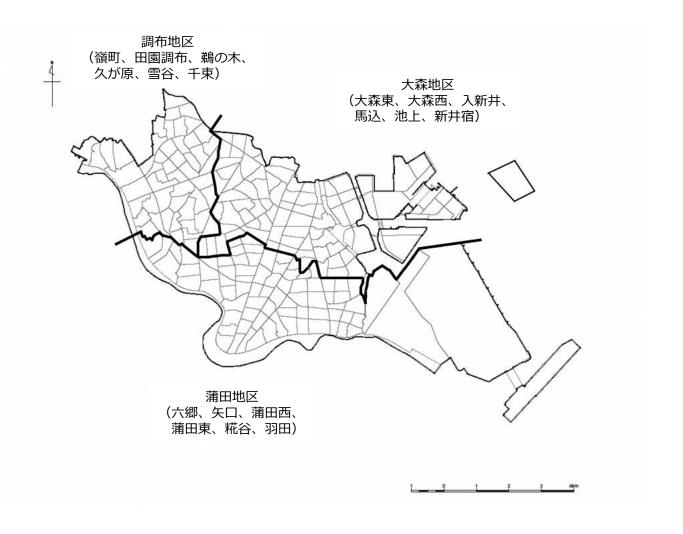
- ●時間外保育事業
- ●放課後児童健全育成事業(学童保育)
- ●子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス)
- ●地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)
- ●幼稚園における一時預かり事業(延長保育)
- ●保育所等における一時預かり事業
- ●病児·病後児保育事業
- ●ファミリー・サポート・センター事業
- ●利用者支援事業(保育サービスアドバイザー等)
- ●妊婦健康診査
- ●乳児家庭全戸訪問事業(すこやか赤ちゃん訪問事業)
- ●養育支援訪問事業

教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、区市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要があるとしています。

大田区は、昭和 22 年3月 15 日に誕生しましたが、当初より行政区域を大森、調布、蒲田の3地域としてきました。JR大森駅、蒲田駅は、大田区の中心的な商業地区となっており、調布地区は、私鉄駅を中心とした緑豊かな住宅地が形成されている地域となっています。

これらの地域特性や交通網、地域のネットワーク等を勘案し、保育及び時間外保育事業については大森地区(大森東、大森西、入新井、馬込、池上、新井宿)、調布地区(嶺町、田園調布、鵜の木、久が原、雪谷、千束)、蒲田地区(六郷、矢口、蒲田西、蒲田東、糀谷、羽田)の3区域を、教育及びその他の地域子ども・子育て支援事業については区全域を一つの提供区域として設定します。



3

子どもの人数(将来推計)

区の計画策定のよりどころとなる「大田区人口ビジョン」によれば、大田区の就学前人口(0歳~5歳)の将来推計は、全体で減少していくとしています。

単位:人

	実績値			推計値		
	平成 31 年	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年
	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
0歳	5,571	5,312	4,902	4,863	4,826	4,762
1歳	5,762	5,320	5,250	4,835	4,788	4,742
2歳	5,531	5,358	5,285	5,202	4,775	4,715
3歳	5,674	5,385	5,346	5,265	5,173	4,739
4歳	5,662	5,401	5,372	5,324	5,235	5,135
5歳	5,436	5,563	5,372	5,338	5,284	5,190
合計	33,636	32,340	31,526	30,826	30,081	29,285



資料:大田区調べ

4

教育・保育の量の見込みと確保方策

量の見込みは、原則として国の手引きに準拠し、保護者ニーズ調査から算出する利用希望に各年度 の推計人口を乗じて算出することとしていますが、算出の結果、数値が利用実態と乖離が生じる事業に ついては、これまでの実績や現在の利用状況、今後の事業展開等を踏まえ、必要に応じ、数値を補正して います。

確保方策は、量の見込みを踏まえた確保の内容を年度毎に定めたもので、計画期間である令和2年度から令和6年度の各年度について記載しています。平成30年度の欄には平成31年4月1日時点の実績を、令和元年度の欄には令和元年度時点の実績または令和元年度末の実績見込みを記載しています。

※なお、令和元年度の事業の執行状況により、さらに補正を行う可能性があるため、量の見込み及び 確保方策の数値を今後修正することがあります。

(1)幼稚園

事業概要

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため良好な環境を与えて、その心身の成長を促すことを目的としています。

大田区内に 48 園あり、すべて私立幼稚園です。

確保方策

満3歳児から就学前の園児については、量の見込みに対して十分な提供量が確保されている状態が 続きます。

【計画目標】 (年間)

		平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量	合計	8,407 人	8,155 人	7,967 人	7,756 人	7,551人	7,351 人	7,156 人
量の見込み	1号認定 (※)			6,995 人	6,810人	6,630人	6,454 人	6,283 人
み	2号認定 (※)			972 人	946 人	921人	897人	873 人
確保	実施 箇所数	48 か所	48 か所	48 か所	48 か所	48 か所	48 か所	48 か所
確保方策	提供量 (定員)	8,494 人	8,539 人	8,539 人	8,539人	8,539人	8,539 人	8,539 人
過	.不足	87 人	384 人	572人	783 人	788 人	1,188 人	1,383 人

(※) | 号認定:保育の必要性の認定区分における3歳以上の教育認定

2号認定:保育の必要性の認定区分における3歳以上の保育認定のうち、幼児教育の利用希望が 強いと想定されるもの



(2) 認可保育所、特定地域型保育事業、区独自保育事業

事業概要

認可保育所は、保護者の就労等により、保育を必要とする乳幼児を対象に、養護と教育を一体的に提供し、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉法に基づく東京都の認可を受けた施設です。

地域型保育事業は、地域における多様な保育ニーズにきめ細かく対応できるよう、区が認可の基準を 定めた小規模保育所や事業所内保育所等で行う保育事業です。

その他、認証保育所や、家庭福祉員(保育ママ)、定期利用保育事業などの大田区が独自に支援する 保育事業を実施しています。

確保方策

保育サービス定員の拡充により、平成 31 年4月の待機児童数は 116 名まで減少しました。 3~5歳の待機児童は解消しているものの、0~2歳の待機児童解消には至っていません。

区全体では認可保育所の不承諾者数は減少傾向にありますが、地域別にみると馬込・六郷・入新井 地域において申請者数が増加傾向にあるなど、地域差が生じています。今後はマンション開発予定等も 踏まえ、重点地域を更に見極めた整備を進めます。

上記に加え、令和2年度末の待機児童解消と令和3年度末までに女性の就業率上昇等に対応できる受け皿を確保するため、次のとおり認可保育所を中心に整備します。

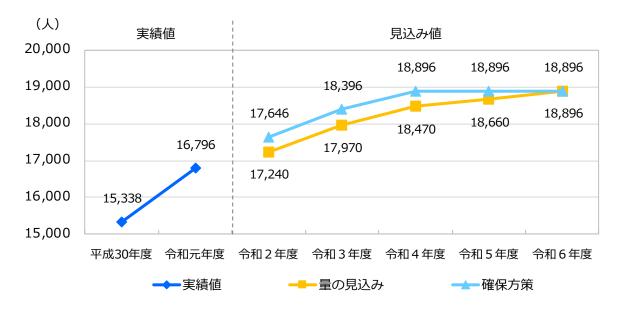
令和元年度整備 17 施設開設 850 人拡充(令和2年4月時点)

令和2年度整備 16 施設開設 750 人拡充(令和3年4月時点)

令和3年度整備 10 施設開設 500 人拡充(令和4年4月時点)

【計画目標(全域)】 (年間)

Ke I III	1日標(至璵)	1							(年間)
			平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	合計		15,588 人	16,912人	17,240 人	17,970 人	18,470 人	18,660人	18,896 人
量の見込み	2号認定	3~ 5歳	7,869 人	8,810人	9,030 人	9,330人	9,530人	9,630人	9,740 人
- 込 み	2 巴茲宁	0歳	1,518人	1,503人	1,490 人	1,580 人	1,650人	1,660人	1,695 人
	3 号認定	1・ 2歳	6,201 人	6,599 人	6,720 人	7,060 人	7,290 人	7,370 人	7,461 人
	合計		15,338 人	16,796 人	17,646 人	18,396人	18,896人	18,896人	18,896 人
	特定保育施設	3~ 5歳	7,336 人	8,315人	8,736 人	9,044 人	9,245 人	9,245人	9,245 人
	・認可保育	0歳	901人	1,000人	1,072 人	1,168人	1,228人	1,228人	1,228 人
確	確	1· 2歳	4,377 人	4,945 人	5,268 人	5,614 人	5,853人	5,853人	5,853 人
確保方策	特定地域型 保育事業	3~ 5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(定員)	・小規模保育 事業	0歳	3 人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
員)	・事業所内保育 事業	1・ 2歳	494 人	476 人	476 人	476 人	476 人	476 人	476 人
	大田区独自 施策	3~ 5歳	533人	495 人	495 人	495 人	495 人	495 人	495人
	・認証保育所 ・家庭福祉員	0歳	478 人	459 人	465 人	465 人	465 人	465 人	465 人
	・定期利用保育 事業 過不足		1,216 人	1,104 人	1,132 人	1,132 人	1,132 人	1,132 人	1,132 人
			0人	0人	201人	209人	210人	110人	0人
			-136 人	-42 人	49 人	55 人	45 人	35 人	0人
		1· 2歳	-114 人	-74 人	156人	162人	171 人	91人	0人



【計画目標(大森圏域)】

KDIE									(十回)
			平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	合計		5,351 人	5,682 人	5,840 人	6,230 人	6,410人	6,490 人	6,560 人
量の見込み	2号認定	3~ 5歳	2,722 人	2,967人	3,070 人	3,230 人	3,300 人	3,340 人	3,375 人
込み	2 中歌中	0歳	509 人	504 人	510人	560 人	580 人	590 人	599 人
	3号認定	1・ 2歳	2,120 人	2,211 人	2,260 人	2,440 人	2,530 人	2,560 人	2,586 人
	合計		5,258 人	5,628人	5,972 人	6,376 人	6,560人	6,560人	6,560 人
	特定保育施設	3~ 5歳	2,566 人	2,842 人	3,013人	3,177人	3,250人	3,250 人	3,250 人
	・認可保育	0歳	309 人	348 人	384 人	438人	462人	462 人	462人
確	所	1· 2歳	1,536 人	1,691人	1,828 人	2,014 人	2,101人	2,101人	2,101 人
確保方策	特定地域型 保育事業	3~ 5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(定員)	・小規模保育 事業	0歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
員	・事業所内保育 事業	1· 2歳	155 人	155 人	155 人	155人	155 人	155 人	155 人
	大田区独自 施策	3~ 5歳	156 人	125人	125 人	125人	125人	125人	125人
	・認証保育所 ・家庭福祉員	0歳	151人	137 人	137 人	137人	137人	137人	137人
	• 定期利用保育 事業	1・ 2歳	385 人	330 人	330 人	330 人	330 人	330 人	330 人
	過不足		0人	0人	68 人	72 人	75 人	35人	0人
			-49 人	-19 人	11人	15人	19人	9人	0人
			-44 人	-35 人	53 人	59人	56人	26人	0人

【計画目標(調布圏域)】

Ke i im	旧宗(調仲图	到埃儿							(年間)
			平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	合計		4,022 人	4,671 人	4,740 人	4,860 人	4,980 人	5,020人	5,093 人
量の見込み	2号認定	3~ 5歳	1,894 人	2,358人	2,420 人	2,470 人	2,520人	2,540 人	2,573 人
込み	2 日 平 中	0歳	454 人	459 人	450 人	460 人	480 人	480 人	491人
	3号認定	1・ 2歳	1,674 人	1,854 人	1,870 人	1,930 人	1,980 人	2,000人	2,029 人
	合計		3,937 人	4,653人	4,859 人	4,985 人	5,093人	5,093人	5,093 人
	特定保育施設	3~ 5歳	1,779 人	2,249 人	2,365 人	2,419人	2,464 人	2,464 人	2,464 人
	・認可保育	0歳	257 人	293 人	305 人	317人	329 人	329 人	329 人
確	確	1・ 2歳	1,079 人	1,366 人	1,410 人	1,470 人	1,521人	1,521人	1,521人
確保方策	特定地域型 保育事業	3~ 5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(定員)	・小規模保育 事業	0歳	3 人	2人	2人	2人	2人	2人	2人
見	・事業所内保育 事業	1・ 2歳	146 人	128 人	128人	128人	128人	128人	128人
	大田区独自 施策	3~ 5歳	115人	109人	109人	109人	109人	109人	109人
	・認証保育所 ・家庭福祉員	0歳	154 人	154 人	160 人	160 人	160 人	160 人	160人
	• 定期利用保育 事業	1· 2歳	404 人	352 人	380 人	380 人	380 人	380 人	380 人
	過不足		0人	0人	54 人	58人	53人	33人	0人
			-40 人	-20 人	17人	19人	11人	11人	0人
			-45 人	-8人	48 人	48人	49 人	29人	0人

【計画目標(蒲田圏域)】

KD I I	旧馀(湘田图	21-30/1							(十旧)
			平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	合計		6,215 人	6,559人	6,660人	6,880人	7,080 人	7,150 人	7,243 人
量の見込み	2号認定	3~ 5歳	3,253 人	3,485 人	3,540 人	3,630人	3,710人	3,750 人	3,792 人
込み	2 日 三 2 亡	0歳	555 人	540 人	530 人	560 人	590 人	590 人	605人
	3 号認定	1・ 2歳	2,407 人	2,534 人	2,590 人	2,690 人	2,780 人	2,810 人	2,846 人
	合計		6,143 人	6,515人	6,815人	7,035 人	7,243 人	7,243 人	7,243 人
	特定保育施設	3~ 5歳	2,991 人	3,224 人	3,358人	3,448人	3,531 人	3,531 人	3,531 人
	・認可保育	0歳	335 人	359 人	383 人	413人	437人	437人	437 人
確	所	1· 2歳	1,762 人	1,888 人	2,030 人	2,130 人	2,231 人	2,231 人	2,231 人
確保方策	特定地域型 保育事業	3~ 5歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
(定員)	・小規模保育 事業	0歳	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
見	・事業所内保育 事業	1・ 2歳	193人	193 人	193 人	193 人	193 人	193 人	193人
	大田区独自 施策	3~ 5歳	262 人	261 人	261 人	261 人	261 人	261 人	261 人
	・認証保育所 ・家庭福祉員	0歳	173人	168人	168人	168人	168人	168人	168人
	• 定期利用保育 事業	1· 2歳 3~	427 人	422 人	422 人	422 人	422 人	422 人	422 人
	過不足		0人	0人	79 人	79人	82 人	42 人	0人
			-47 人	-13 人	21 人	21 人	15人	15人	0人
			-25 人	-31 人	55人	55人	66人	36人	0人

5

地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)時間外保育事業

事業概要

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所等で、通常の保育時間(II時間)を超えて延長保育を実施する事業です。

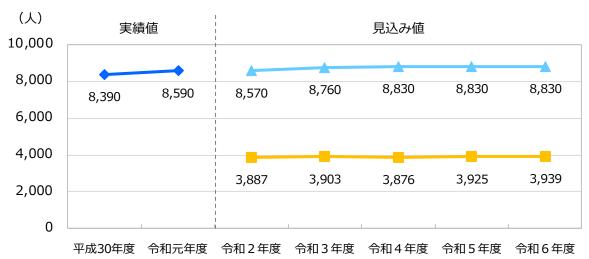
月単位で利用する「月極延長保育」と、I日単位で利用できる「スポット延長保育」の2種類があります。

確保方策

ニーズ量に対して十分な保育定員の確保がなされています。働き方やライフスタイルの多様化等を踏まえ、保護者が安心して利用できるよう、引き続き、安定した保育環境を整備します。また、認可保育所等の新規開設に伴い実施施設を順次拡大していくことにより、適切な受入れ体制を確保します。

【計画目標】 (1月あたり)

		平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の	見込み	3,740 人	3,733 人	3,887人	3,903人	3,876 人	3,925 人	3,939 人
確保	実施 箇所数	140 か所	163 か所	175 か所	191 か所	201 か所	201 か所	201 か所
方策	提供量(定員)	8,390 人	8,590 人	8,570 人	8,760 人	8,830 人	8,830 人	8,830 人
大和	集圏域	2,560 人	2,680 人	2,650 人	2,830人	2,910人	2,910 人	2,910 人
調イ	市圏域	1,930 人	2,020 人	2,080 人	2,120 人	2,160 人	2,160 人	2,160 人
蒲日	田圏域	3,900 人	3,890 人	3,840 人	3,810人	3,760 人	3,760 人	3,760 人
過	不足	4,650 人	4,857人	4,683人	4,857人	4,954 人	4,905 人	4,891 人



(2) 放課後児童健全育成事業 (学童保育)

事業概要

放課後児童健全育成事業(学童保育事業)は、保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休みなどの長期休暇中にも実施します。

平成 31 年4月現在、小学校1年生~6年生児童の学童保育事業を89 か所で実施しています。(児童館、こどもの家、フレンドリー、おおたっ子ひろば、放課後ひろば他)

確保方策

保留児童の発生している小学校においては、学級数の増加等により余裕教室がなく、校内での定員 拡充が困難となっています。また、保護者の学童ニーズは放課後ひろばに集中しており、周辺の児童館は 定員に空きが生じている傾向があります。

保留児童の発生している施設においても、登録した児童全員が利用している訳ではありません。今後、 学童需要の多い施設については、利用率を勘案のうえ、学童の登録者数を柔軟に見直すなど、ニーズに 対応できる受入れ体制を確保します。

								(1 1-3)
		平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	1年生			2,015人	2,033 人	2,055 人	2,050 人	2,061人
	2年生			1,604人	1,618人	1,637人	1,631人	1,640 人
	3年生			1,017人	1,026人	1,039人	1,035人	1,041人
量	低学年	4,446 人	4,487 人	4,636 人	4,677人	4,731 人	4,716 人	4,742 人
量の見込み	4年生			384 人	387人	392 人	390 人	392人
み	5年生			67人	68人	69 人	68 人	69 人
	6年生			22 人	22 人	23 人	22 人	23人
	高学年	427 人	472 人	473 人	477人	484 人	480 人	484 人
	合計	4,873 人	4,959 人	5,109人	5,154人	5,215人	5,196 人	5,226 人
	と方策	5,415 人	5,415 人	5,468 人	5,488人	5,508人	5,528人	5,548人



(3)子育て短期支援事業(ショートステイ・トワイライトステイ・休日デイサービス)

事業概要

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設 において一定期間、養育を行っています。

<宿泊型一時保育サービス(ショートステイ)事業>

保護者が、入院、看護、出張等の社会的な事由によって家庭における児童の養育をすることが一時的に困難になった場合に、児童福祉施設において児童を預かっています。(原則として7日以内) <夜間一時保育サービス等(トワイライトステイ・休日デイサービス)事業

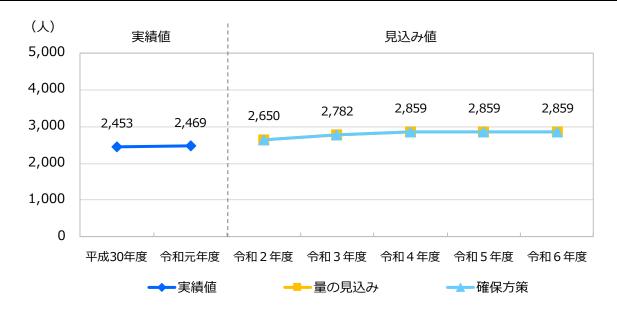
保護者が仕事等の事由により、平日の夜間又は日曜・祝日に児童の養育をすることが困難となった場合等に、児童福祉施設で児童を預かっています。

確保方策

区内2か所で実施しています。各施設の利用者は、区内を南北に走る第2京浜国道の東西でほぼ分かれており、距離的に近い施設を利用する傾向にあります。勤務時間等の理由により、保護者の送迎が困難な場合は、送迎サービス(有料)を行っており、利用者の約50%が利用しています。今後も事業のPRを行い、必要なニーズ量の確保に努めます。

【計画目標】

								(十四)
		平成30年度	令和元年度(実績見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の	D見込み	2,453人	2,469 人	2,650 人	2,782 人	2,859 人	2,859 人	2,859 人
確保方策	実施 箇所 数	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所	2 か所
策	提供量	2,453 人	2,469 人	2,650 人	2,782 人	2,859 人	2,859 人	2,859 人



(4) 地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)

事業概要

子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言を行うなど、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に過ごせる場を提供しています。

区では、地域子育て支援拠点事業として、児童館、子ども家庭支援センター、子育てひろばがそれぞれ 乳幼児からその保護者等までを対象とした事業を展開しています。

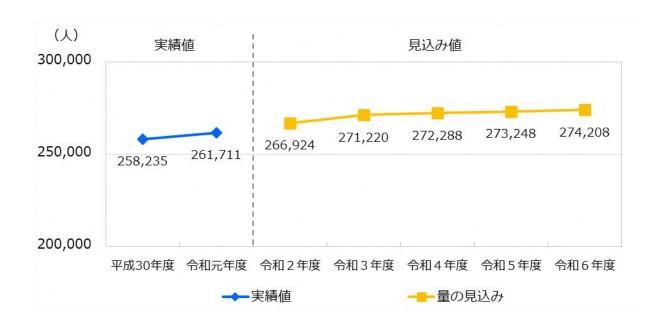
確保方策

学童保育が放課後ひろばに移行した児童館においては、乳幼児親子事業を中心とした拠点にシフトし、また、保育園改築に合わせ保育所併設の子育てひろばを新規開設するなど、利用ニーズに対し、受入れ可能な体制を整備します。

子育でに関する相談や情報提供、子育で中の親子が気軽に過ごせる場としての「子育で支援の拠点」は、子どもや保護者にとって重要な存在となっています。関係機関との連絡調整や利用促進のための事業 周知等、引き続き在宅子育で家庭への支援事業の充実を図ります。

【計画目標】

	平成30年度(実績)	令和元年度 (実績見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	258,235 人	261,711 人	266,924 人	271,220 人	272,288 人	273,248 人	274,208 人
確保方策 (実施箇所数)	52 か所	53 か所	53 か所	54 か所	54 か所	54 か所	54 か所



(5) 幼稚園における一時預かり事業(延長保育)

事業概要

私立幼稚園において、就労等による保護者の保育ニーズに応えるため、通常の就園時間を延長して預かる事業です。

平成 3 I 年4月現在、就労による定期的な利用と、通院、学校行事、不定期の就労の際による一時的な利用があり、区内 46 園で実施しています。

確保方策

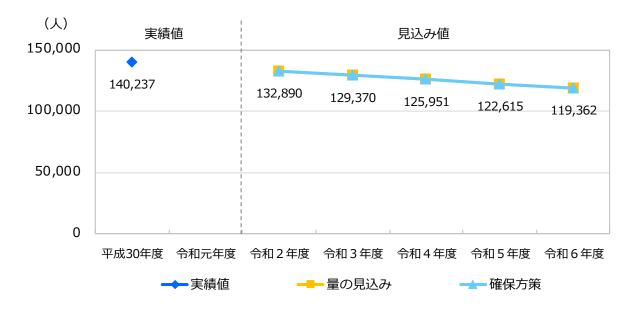
幼稚園における一時預かり事業は、幼稚園利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、ニーズ に対応できるよう、必要な量を確保していきます。

【計画目標】

(年間)

	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	140,237人	*	132,890 人	129,370 人	125,951 人	122,615人	119,362 人
確保方策	140,237人	*	132,890 人	129,370 人	125,951 人	122,615人	119,362 人

※算出中



(6) 保育所等における一時預かり事業

事業概要

<一時預かり事業>

保護者の用事やリフレッシュ等のためなど、理由・目的を問わずに一時的に預かる制度です。

<緊急(一時)保育>

保護者の出産、疾病等の理由により、緊急に保育が必要なお子さんを認可保育所や区が契約する緊急保育室(認証保育所)で一時的に預かる制度です。

確保方策

令和元年 10 月開始の幼児教育・保育の無償化の対象者は、保育の必要性の認定を受けた世帯に限定され、在宅での子育て家庭は対象外となります。育児に不安を抱えた家庭の不安解消や、子育てに疲れた家庭がリフレッシュ等で手軽に利用できるよう、在宅子育て家庭への支援を拡充していきます。

【計画目標】

		平成 30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
		(実績)	(実績見込)	印加之中及	け作り牛皮	17加十十尺	ארך כ נווינו	ער ט נווינו (
量の	見込み	8,931 人	9,213人	10,690 人	11,480人	11,510人	11,560人	11,610 人
確保	実施 箇所数	96 か所	94 か所	102 か所	103 か所	105 か所	107 か所	110 か所
確保方策	提供量	8,931 人	9,213 人	10,690 人	11,480人	11,510人	11,560人	11,610人



(7)病児・病後児保育事業

事業概要

病気回復期にある児童を保育室で一時的に預かることにより、保護者の子育てと就労の両方を支援 することを目的としています。

医療機関併設保育施設及び保育併設の専用スペースで実施しており、区内で9か所(定員 70 人) あります。

確保方策

主に医療機関併設の保育施設で事業を実施していることから、引き続き医療機関と連携し、ニーズに対して必要なサービス提供量を確保していきます。

		平成 30 年度(実績)	令和元年度 (実績見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見	込み	6,913人	9,237人	9,826人	10,242 人	10,527人	10,636人	10,770 人
確保	か所数	8か所	9か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所	9 か所
方策	提供量	6,913人	9,237人	9,826 人	10,242 人	10,527人	10,636 人	10,770 人



(8) ファミリー・サポート・センター事業

事業概要

育児の手伝いをしてほしい人(利用会員)と育児の手伝いをしたい人(提供会員)の両者を会員とし、 援助活動により仕事と育児の両立や子育でする家庭の育児を支援する事業です。

保育園や幼稚園、学童保育のお迎えや帰宅後の預かりが主な活動内容となっています。

確保方策

利用会員の登録数と提供会員の登録数の比率は約5:1であり、地域的に偏在はありません。今後も利用の増加が見込まれるため、提供会員養成講座を確実に開催しニーズ量を確保します。また、活動実績が最も多いのは保育園等の送迎活動であり、短時間の活動内容であることから、提供会員が取り組みやすい活動である点をさらに周知することで、提供会員の確保にあたります。

	平成30年度(実績)	令和元年度 (実績見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
量の見込み	13,193人	13,325 人	13,503 人	13,558人	13,654人	13,724 人	13,761 人		
確保方策	13,193人	13,325 人	13,503 人	13,558人	13,654人	13,724 人	13,761 人		



(9) 利用者支援事業(保育サービスアドバイザー等)

事業概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及 び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

特定型として、区役所本庁舎に保育サービスアドバイザーを設置し、教育・保育施設や子育て支援制度を説明し、個別ニーズに寄り添った相談・案内・助言を行っています。

母子保健型として、区役所本庁舎の健康づくり課、各地域庁舎の地域健康課において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を行っています。

確保方策

○特定型

保育サービスアドバイザーは、ニーズ量上の実施個所数としては本庁舎窓口にIか所を設置しておりますが、これに加えて各地域での出張相談や夜間相談を展開しており、相談件数は増加傾向にあります。また、夜間相談や出張相談に関しては、開催日や地域によって利用状況に差があります。

今後は、初回の方対象の講演会や予約制の夜間相談、商業施設での休日相談や企業の従業員向け 個別相談など、利用者のニーズや利便性を考慮した相談体制の整備を検討していきます。

○母子保健型

子育て世代包括支援センターとしての機能のひとつとして、妊娠、出産、子育てに関する相談や、支援 プランの策定や地域の保健医療、または福祉に関する機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期に わたるまでの切れ目のない支援を提供します。

【計画目標】 (実施箇所)

		平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の	特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1か所	1 か所	1 か所	1 か所
見込み	母子保健型	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所
確保	特定型	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1か所	1 か所
方策	母子保健型	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所	5 か所

(10) 妊婦健康診査

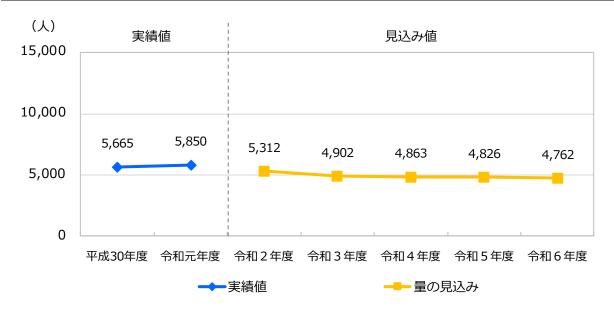
事業概要

妊婦が安心して健全な出産ができるよう、妊娠期間中に医療機関に委託して検診を行います。 受診票の使用できない医療機関で受診した妊婦に対し、償還払いで助成を行う「里帰り等妊婦健康 診査費用助成」を実施しています。

確保方策

今後も、妊産婦・乳児の死亡率の低下、流産・早産の防止、母子の障害防止などに資することを目的に、対象者への受診勧奨に努めるとともに、医療機関との連携による検診体制のもと、安心・安全な妊娠・出産の支援を充実していきます。

	平成 30 年度(実績)	令和元年度 (実績見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5,665 人	5,850 人	5,312人	4,902 人	4,863人	4,826 人	4,762 人
確保方策	_	_	妊娠 11 週以内に妊娠届を申請するすべての妊婦に対し事業を実施します。				



(11)乳児家庭全戸訪問事業(すこやか赤ちゃん訪問事業)

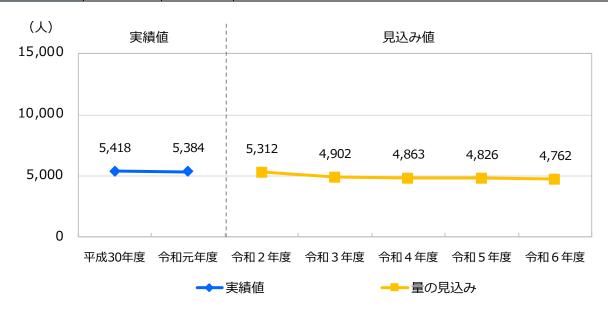
事業概要

乳児とその産婦の心身の状況や養育環境を確認するとともに、子育て情報の提供や相談支援を行うために、地域健康課の保健師及び委託の助産師が生後 4 か月までの乳児がいる家庭へ訪問し指導を行います。

確保方策

今後も引き続き事業周知に努め、保健師及び助産師による訪問を着実に実施し、出産後の母子の健康状態や生活状況を把握するとともに、産後うつの早期発見・早期対応や育児不安の解消・軽減を図ります。また、家庭の状況に応じて、訪問後の継続した支援を行っていきます。

	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
量の見込み	5,418 人	5,384 人	5,312人	4,902 人	4,863人	4,826 人	4,762 人	
確保方策	_		生後4か月未満の乳児のいるすべての家庭を訪問(すこやか赤ちゃん)					
唯体/J來			問)します。					



(12)養育支援訪問事業

事業概要

児童福祉法第6条の3第5項に基づき、平成 18年から実施している事業です。

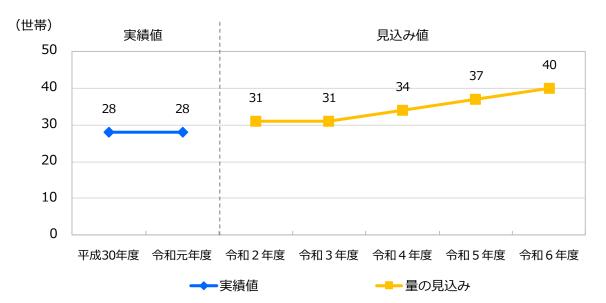
保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭に対して、その養育が適切に行われるように、当該居宅において、養育に関する相談、指導助言その他必要な助産師派遣による育児指導、家事・育児ヘルパー派遣による支援等を行い、児童虐待を未然に防止します。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

保護者が乳幼児の養育に対し家庭内では支援を求めることが困難な状況にある場合、保健師などと 連携して助産師やヘルパーを派遣することで乳幼児を養育する方の負担を軽減しています。

確保方策

出産前、出産直後から関係機関との連絡・連携により必要な支援を確実に行います。支援の期間は概ね8か月間程度、最長で1年半程度ですが、保育園等の養育機関に入所するまで相談、助言、指導等を継続するケースもあります。保育園等の養育機関に入所するなど、支援世帯に動きがある年度替わりは新規の支援のマッチングがしやすいため、前半期(4~6月)から必要な支援を計画的に行うことで、提供量を確保します。

	平成 30 年度 (実績)	令和元年度 (実績見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	28 世帯	28 世帯	31 世帯	31 世帯	34 世帯	37 世帯	40 世帯
確保方策	_	I		支援センター	•	一事業者、育	児サポーター



(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業概要

教育・保育施設に対して保護者が支払う日用品、文房具等必要な物品の購入に要する費用や行事への参加に要する費用等を助成し、保護者の負担軽減を図ることを目的とする事業です。

現在大田区では認可保育園に対して保護者の実費負担を助成する事業を行っており、今後もこの事業を継続します。

(14) 多様な事業者の参入促進、能力活用事業(保育連携推進事業)

事業概要

保育園の運営を担う事業者に対する巡回支援等を実施することにより、多様な事業者の能力 を活用した教育・保育施設の設置、運営を促進するための事業です。

現在大田区では、社会福祉法人や株式会社等の多様な事業者が認可保育園(私立園)の運営を担っており、今後の保育所整備においてもこれらの事業者の参入が見込まれています。このため、区立直営の 18 の拠点園がこうした私立園等に対し、定期的な訪問や保育に関する助言、子どもたちの交流事業などの連携・交流を図る「保育連携推進事業」を実施し、多様な事業者の保育水準の向上を図るとともに、これらの事業がその能力を活用できるよう支援しています。

資料編

事業一覧

基本目標1 安心して子育てできる生活と育児の支援を行います

個別目標 | - | 子育て家庭に対する相談体制の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	保育サービスア ドバイザーによ る相談	保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出 産予定の方に多様な教育・保育施設や地域 の子育て支援事業等の情報提供及び相談・ 助言を行います。	保育サービス課	
2	子育てひろばに おける子育て相 談	保育園や児童館に設けられた「子育てひろば (地域子育て支援拠点事業)」で、子育てに関 する不安や負担感を軽減するため、子育ての 楽しさを知らせるための相談・助言を行うほ か、保育園については、保育園入所のための相 談支援等も併せて行います。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援 センター	
3	保育所の子育て 相談	認可保育所で、来所または電話による育児 相談を行い、地域の子育てを支援します。	保育サービス課	
4	保育所での保育 体験と相談(育 児応援券)	妊娠・出産・子育てに関する不安や負担感を軽減するとともに、妊婦・乳幼児・保護者における心身の健康維持・増進を図るために、区立保育園及び一部の私立保育園で情報提供、子育て相談・助言及び保育体験など切れ目のない支援を行います。	保育サービス課	
5	私立幼稚園にお ける子育て相談	子育て全般に関する相談に応じています。 (全体会や個別対応など)	教育総務課	
6	児童館の子育て 相談	児童館を地域の身近な相談窓口として、教 員免許や保育士資格などを持った専門知識 を有する児童館職員が子育て全般に関する 相談に対応します。	子育て支援課	
7	幼児教育相談	幼稚園児、保育園児、在宅児の保護者を対象とし、幼児教育に関する情報提供・相談事業を行います。	幼児教育センタ	おおた教育ビジ ョン
8	就学相談	関係機関(特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等)との緊密な連携のもと、お子さんの障がいの種別や程度に応じて、一人ひとりの力をより伸ばす教育環境への就学や転学・通級の相談に応じます。	教育センター	おおた教育ビジ ョン
9	教育相談	子どもの性格・行動・生活・友人関係・学 習や進路等の悩みついて、電話や面接によ る相談に応じます。	教育センター	おおた教育ビジ ョン
(0)	子ども家庭支援 センターにおけ る相談	子どもや子育て家庭の抱える問題や不安、 悩み、疑問など、あらゆることについて、 相談員が相談に応じます。「子育てひろば (地域子育て支援拠点事業)」で子どもと 過ごしながら相談することも可能です。	子ども家庭支援 センター	

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
1	外国人相談窓口 の運営	日本語が不自由な在住外国人が区内で安心 安全に暮らせるよう、国際都市おおた協会 において、外国人を対象にした日常生活に 関する相談や、区立施設への通訳派遣・翻 訳を、英語、中国語、タガログ語等の多言 語で行います。	(一般) 国際都 市おおた協会	多文化共生推進 プラン
(2)	障がい児等の早 期支援(相談・療 育等)	こども発達センターわかばの家において、 発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の 保護者からの相談を受け、発達状況に応じ た支援を行います。	障害福祉課 (わかばの家)	おおた障がい施 策推進プラン
(3)	児童の発達相 談・サービス等利 用相談	心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や悩み等の発達相談を実施します。また、18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。	障害福祉課(わ かばの家)	おおた障がい施 策推進プラン
(4)	家庭相談・女性 相談	①夫婦・親子関係や結婚、離婚、相続、扶養などの家庭内の悩みや心配ごとの相談 ②母子家庭等および寡婦の経済上の問題・ 児童の就学などに関する相談 ③緊急の保護やパートナーの暴力などに関する相談	生活福祉課	大田区地域福祉 計画
(5)	ひとり親家庭の 相談	ひとり親に関する施策の案内や、生活につ いての相談を実施します。	生活福祉課	大田区地域福祉 計画
16	離婚と養育費に関わる総合相談	子どもが健やかに成長するための環境整備を支援するため、精神的・経済的に負担が大きい離婚や養育費にかかわる課題に対して、弁護士による無料法律相談を実施します。	福祉管理課	おおた子どもの 生活応援プラン
17	子ども生活応援 臨時窓口の運営	「生活困難層」の家庭の孤立防止と課題の深刻化を防ぎ早期の支援に繋げるため、子育て世代の保護者が各種手続きに来庁する機会を捉え、大田区生活再建・就労サポートセンター(JOBOTA)による出張型の臨時相談窓口を開設します。	蒲田生活福祉課	おおた子どもの 生活応援プラン

個別目標 I-2 子育ての情報提供の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	子育てハンドブ ックの発行	子育ての不安や悩みが少しでも解消できるように、育児のアドバイス、大田区の子どもや子育てに関する事業を掲載した手引書を作成・配布します。	子育て支援課	
2	保育サービスア ドバイザーによ る相談(再掲)	保育士経験豊かな職員が、育児中の方や出産予定の方に多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び相談・助言を行います。	保育サービス課	

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
3	大田区きずなメ ールの発信	妊婦や乳幼児の保護者が安心して出産・子育てできるよう、子どもの健康や子育てのアドバイス、区のイベント情報などをタイムリーに配信します。	健康づくり課	おおた健康プラン
4	外国人向け多言 語情報誌の発行	日本語を母語としない外国人が地域で安心 して生活できるよう、必要な地域情報、身 近な生活情報などを、より多くの言語やル ビ付きのわかりやすい日本語で提供しま す。	国際都市・多文 化共生推進課	多文化共生推進プ ラン
⑤	児童館子育て講 座の開催	子育てに有益な知識を得られる講座を開催 します。	子育て支援課	
6	児童虐待防止に 向けた啓発の推 進	大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、新設保育施設等への配布により啓発活動を推進します。	子ども家庭支援センター	
7	発達障がいの理 解啓発の促進	発達障がいの理解啓発と地域支援力の向上 のため、講演会・シンポジウムの開催、啓 発パンフレットの作成・配布を行います。	障害福祉課 (わかばの家) 障がい者総合サ ポートセンター	おおた障がい施策 推進プラン
8	サポートブック かけはし作成講 座の開催	継続した支援を受けるには、お子さんの生い立ちや医療・療育・教育の情報を幼児期から整理しておくことが重要です。サポートブックかけはしの普及に努め、作成講座の開催により、本人の発達の様子や得意分野を再認識し、保護者相互の交流の機会を設けます。	障害福祉課	おおた障がい施策 推進プラン

個別目標 I-3 子育で家庭の地域との交流の促進

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	子育てひろば	親子でゆったり過ごしながら、子育ての不 安や悩みを気軽に相談できる場所です。子 育ての情報を提供し、子育て親子同士の交 流を進めます。	子育て支援課 保育サービス課 子ども家庭支援 センター	
2	ファミリー・サ ポート・センタ ー事業	育児の手伝いをしてほしい人(利用会員) と地域の育児の手伝いをしたい人(提供会 員)の両者を会員とし、地域の提供会員が 利用会員と交流しながら、育児の支援を行 います。	子ども家庭支援センター	
3	初めてのお子さ んのパパ・ママ 子育て教室	乳児とパパ・ママが一緒に参加する教室を 開催し、夫婦の相互理解を深め、家族力の 向上を目指します。他の子育て家庭と子育 ての悩みを共有することで、子育ての不安 解消と仲間作りにつなげていきます。	子ども家庭支援 センター	
4	保育所の園庭開 放	地域の子育ての拠点として認可保育所の園 庭を乳幼児親子に提供し、情報交換や仲間 づくりを進めます。	保育サービス課	

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
5	体験保育	家庭で育児をしている方に、親子で保育所 での遊びや子ども同士の交流を体験する機 会を提供します。	保育サービス課	
6	地域の育児グル ープ支援	地域の中での育児グループ活動を支援します。	福祉管理課	大田区地域福祉計 画

個別目標 | -4 子どもの心への寄り添いと保護者の養育への支援

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	(仮称) 大田区 子ども家庭総合 支援センターの 整備	子育て相談から深刻な虐待事例まで、児童 のあらゆる課題に対応するため、子ども家 庭支援センターの相談機能に加え児童相談 所の機能を併せ持つ「(仮称) 大田区子ど も家庭総合支援センター」を設置します。	子育て支援課	
2	母子(女性)緊急一時保護事業	家庭内のトラブルで、緊急に保護が必要な 時、一時的な生活の場を提供します。	生活福祉課	
3	要支援家庭を対 象としたショー トステイ事業	児童を養育することが一時的に困難となっ た要支援家庭を対象としたショートスティ サービスを実施します。	子ども家庭支援 センター	
4	虐待防止支援訪 問	養育困難家庭、養育不安の強い家庭等、子 どもの健全な成長が懸念される家庭を訪問 し支援します。	子ども家庭支援 センター	
(5)	見守りサポート 事業	虐待により、一時保護や施設入所した児童 が家庭に戻った時や軽度の虐待と認定され たとき、その家庭に対し、児童相談所の要 請により、見守りサポート支援を行いま す。	子ども家庭支援センター	
6	養育支援訪問事 業	養育を支援することが特に必要な家庭に対し、養育に関する相談、指導助言等の支援 を行い、児童虐待を未然に防止します。	子ども家庭支援 センター	
7	養育支援家庭訪 問事業「ゆりか ご」	すこやか赤ちゃん訪問事業と連携し、養育 に不安を抱える乳児家庭に対して地域の支 援員等が訪問し支援します。	子ども家庭支援 センター	
8	児童虐待防止に 向けた啓発の推 進(再掲)	大田区における児童虐待への対応力を高めるため、「児童虐待対応マニュアル」を改訂するとともに、新設保育施設等への配布により啓発活動を推進します。	子ども家庭支援センター	
9	児童虐待防止ネ ットワーク	要保護児童対策地域協議会(代表者会議・ 実務者会議・個別ケース会議)を開催し児 童虐待防止ネットワークの推進を図りま す。	子ども家庭支援センター	
10	小・中学校にお ける子どもの心 サポート月間の 実施	6月と II 月を「子どもの心サポート月間」と位置付け、区立小学校 4 年から中学校 3 年の児童・生徒を対象に学校生活調査(メンタルヘルスチェック)を実施し、その結果から必要に応じて個別面談等を行い、適切に組織的な対応をします。	指導課	おおた教育ビジョ ン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
(1)	中学校における 学級集団調査	学校生活への意欲や満足度、対人関係への 配慮や関わりを調査します。調査結果を踏 まえ、声掛けや面談を行うことで、居心地 のよい学級集団をつくり、不登校やいじめ の未然防止に取り組みます。	指導課	おおた教育ビジョン
(2)	問題行動対策の 充実	児童・生徒の問題行動に対して、専門的な 力を有する経験豊かな人材を学校に派遣し ます。	指導課	おおた教育ビジョ ン
(3)	スクールカウン セラーの配置	都費のスクールカウンセラーを全小中学校に配置し、区費のスクールカウンセラーを全小中学校と規模の大きな小学校、館山さざなみ学校、2つの中学校の相談学級、4つの適応指導教室に配置します。計画的にスクールカウンセラーの研修を実施し、学校内における相談体制の充実を図り、学校不適応状態にある児童・生徒及びその保護者、教員へのきめ細い支援を行います。	教育センター	おおた教育ビジョン
(4)	登校支援員の配 置	登校をためらいがちな児童・生徒に対して、顔見知りの学校の非常勤講師等が登校支援員として送迎や別室対応を行います。 担任教師・保護者と連携しながら児童・生徒が安心して登校することができる、きめ細かな支援を行います。	指導課	おおた教育ビジョ ン
(5)	メンタルフレン ドの派遣	不登校等の子どもを対象に、心理学や教育 学専攻の大学生等をその家庭に派遣し、話 し相手などの活動を通して学校生活への復 帰を支援します。	教育センター	おおた教育ビジョ ン
(6)	適応指導教室「つばさ」	不登校状態の児童・生徒が早期に在籍校に 復帰できるよう、保護者・在籍校と連携 し、学習支援・集団での活動支援を行いま す。	教育センター	おおた教育ビジョ ン
7	スクールソーシ ャルワーカーの 配置	経済的困窮や養育上の困難など、学校だけでは解決が困難な課題を抱える児童・生徒とその家庭を支援するため、社会福祉の専門的な知識と経験を兼ね備えたスクールソーシャルワーカーを配置し、課題を抱える家庭への支援を推進します。	教育センター	おおた教育ビジョ ン
(8)	障がい児等の早 期支援(相談・療 育等)(再掲)	こども発達センターわかばの家において、 発達障がい児及びその疑いのある乳幼児の 保護者からの相談を受け、発達状況に応じ た支援を行います。	障害福祉課 (わかばの家)	おおた障がい施策推進プラン
(9)	児童の発達相 談・サービス等利 用相談 (再掲)	心身の発達に遅れや偏り、また、その疑いのある乳幼児や子育てについての心配や悩み等の発達相談を実施します。また、18歳未満の児童を対象に、通所サービス等を利用するための「障害児支援利用計画」や「サービス利用計画」の作成を行う計画相談を実施します。	障害福祉課(わ かばの家)	おおた障がい施策 推進プラン

個別目標 I-5 子育で世帯への多様な生活支援

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	児童扶養手当	父または母と生計を同じにしていない児童 が育成される家庭の、生活の激変を一定期 間緩和し、自立の促進に寄与することを目 的に支援を行います。	子育て支援課	
2	特別児童扶養手当	身体又は精神に障がいを有する児童について、障がい児の福祉の増進を図るため支援 します。	子育て支援課	
3	児童育成手当	児童の福祉の増進を図ることを目的とし、 児童の心身の穏やかな成長に寄与すること を趣旨として支援します。	子育て支援課	
4	母子家庭及び父 子家庭自立支援 給付金事業	母子家庭の母等の就労を支援するため、職 業能力開発のための講座受講や国家資格取 得のための修業期間中に給付金を支給しま す。	生活福祉課	おおた子どもの 生活応援プラン
5	母子及び父子福 祉資金貸付	母子家庭または父子家庭が経済的に自立した生活を送るために必要な資金の貸付(転宅資金、修学資金、就学支度資金、事業開始資金、等)を実施します。	生活福祉課	おおた子どもの 生活応援プラン
6	母子生活支援施 設(区立ひまわ り苑・コスモス 苑)の運営	施設において母子が健康で明るい生活ができるよう援助・助言し、自立への支援を図ります。	子育て支援課 生活福祉課	おおた子どもの 生活応援プラン
7	ひとり親世帯の住宅確保支援	住宅に困窮するひとり親世帯の民間住宅への入居を支援するために、相談を受けて助言を行い、必要があれば、不動産業界団体へ住宅の紹介を依頼します。また、入居時に必要な火災保険料や保証料等の一部を、所得制限を設けて助成します。	建築調整課	大田区住宅マスタープラン
8	ひとり親世帯へ の転居一時金助 成	取壊し等のため民間の賃貸住宅から別の民間住宅に転居が必要となった、現に児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に対して、転居に必要な礼金・権利金、仲介手数料の一部を助成します。	建築調整課	大田区住宅マス タープラン
9	ひとり親家庭ホ ームヘルプサー ビス	ひとり親家庭で、一時的な事情により日常 生活等の援助が必要な場合、ホームヘルパ ーを派遣します。	生活福祉課	おおた子どもの 生活応援プラン
(1)	重症心身障がい 児(者)短期入 所	医療的ケアの必要な方も含む重症心身障が い児(者)で6歳以上の方を対象とした短 期入所事業を行います	障がい者総合サ ポートセンター	おおた障がい施 策推進プラン
1	障害児通所支援 事業	児童福祉法に基づく障害児通所支援事業の 利用についての相談やサービス利用に必要 な給付決定を行い、児童発達支援や放課後 等デイサービスの事業所などの利用を支援 します。	障害福祉課	おおた障がい施 策推進プラン
(2)	重症心身障がい 児在宅レスパイ ト事業	重症心身障がい児や医療的ケア児の家族 に、一時的な休息や用事をすませてもらう ために、訪問看護師等が自宅などでの介護	障害福祉課	おおた障がい施 策推進プラン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
		を代わりに行います。		
(3)	一時預かり保育	家庭において、緊急または一時的に保育が 困難となった児童を、区内保育施設等で保 育します。また、子ども家庭支援センター や萩中児童館で保護者の用事やリフレッシュ等に利用できる乳幼児の一時預かりを実 施します。	子育て支援課 子ども家庭支援 センター 保育サービス課	
(4)	ショートステ イ・トワイライ トステイ・休日 デイサービス事 業	2歳から5歳までの児童を対象にショートステイ(宿泊型保育)、トワイライトステイ(17時から22時までの夜間一時保育)、休日デイサービス(日曜・祝祭日の日中における保育)を実施します。	子ども家庭支援 センター	

個別目標 I-6 子育て支援のネットワークづくり

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	地域とつくる支 援の輪プロジェ クト	地域で子どもを見守るための体制をつくっていくため、子どもの生活応援に資する地域の活動団体等をつなぐネットワークづくりに取り組みます。	福祉管理課	おおた子どもの生 活応援プラン
2	子育て力向上支 援事業	子育てに悩む乳幼児を持つ親たちが相互に 学びあうグループを支援する地域の人材 (ファシリテーター)を養成し、親支援の ためのプログラムを児童館で実施します。	子育て支援課	
3	子育て関係機関 による連絡会	関係機関との情報交換等の連携と子育て支 援の充実のため連絡会を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
4	子育てすくすく ネット事業	児童館等を活用し、地域の子育て支援ネットワークの拡大を図ります。	子育て支援課	
(5)	民生委員・児童 委員との連携	子育てに関する相談・虐待等に関する通報 を受けて、地域と連携して課題を解決しま す。	福祉管理課	大田区地域福祉計画
6	児童発達支援地 域ネットワーク 会議等	関係機関や児童発達支援事業所とネットワークを構築し、発達障がいに関する地域支援力の向上と人材育成・啓発を促進します。	障がい者総合サ ポートセンター	おおた障がい施策 推進プラン
7	医療的ケア児・ 者支援関係機関 会議の運営	医療的ケアの必要な方が適切な支援を受け、安心して生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野の支援機関による「医療的ケア児・者支援関係機関会議」を開催し、情報交換、連絡等を行います。	障害福祉課	おおた障がい施策 推進プラン
8	大田区心身障害 児(者)地域活 動支援センター 運営支援	心身障がい児(者)を対象としている地域 活動支援センターの運営を支援します。	障害福祉課	おおた障がい施策 推進プラン

基本目標2 仕事と子育ての両立を支援します

個別目標2-1 保育サービスの充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	私立(認可)保 育園の整備	認可保育所の入所希望者の増加や待機児童 の状況を踏まえ、多様なニーズに応える保 育サービス基盤の拡充を進めるため、民間 事業者による認可保育所の新規開設を支援 します。	保育サービス課	
2	小規模保育所の 整備	低年齢児の待機児解消を進めるため、民間 事業者による定員 19 人以下の小規模保育 所の新規開設や保育の質の向上を支援しま す。	保育サービス課	
3	定期利用保育事 業の充実	パートタイムなどの多様な就労形態や、ライフスタイルに対応した定期利用保育事業を推進します。	保育サービス課	
4	認証保育所の整 備	長時間保育等の多様なニーズに応えるため、民間事業者による認証保育所の新規開設や保育の質の向上を支援します。	保育サービス課	
⑤	家庭福祉員(保 育ママ)による 保育の拡充	2 歳未満の乳児を対象に、家庭福祉員(保育ママ)が、自宅又はグループ保育室で実施する保育事業を推進します。	保育サービス課	
6	事業所内保育所 開設等の支援	区内事業所の従業員が育児と仕事を両立で きるよう事業所内保育所の開設等の企業の 取り組みを支援します。	保育サービス課	
7	時間外保育	就労等で通常の開園時間を超えて保育を必要とする人に対応する時間外保育(延長保育)事業を実施します。	保育サービス課	
8	私立幼稚園預か り保育事業	私立幼稚園が実施する、在園児を対象とし た預かり保育事業を支援します。	教育総務課	
9	休日保育	年末年始を除く日曜日、祝祭日に保護者が 就労の為家庭で保育出来ない児童を、認可 保育所で保育します。	保育サービス課	
(1)	年末保育	12月29・30日に保護者が就労等のため 家庭で保育ができない児童を、認可保育所 で保育します。	保育サービス課	
(1)	病後児保育	病気や怪我等により保育園等に通えない児 童を、医療機関等に併設された専用スペー ス等で保育します。	保育サービス課	
(2)	区立保育園にお ける医療的ケア 児の受け入れ	I 歳児以上を対象に、一部の区立保育園で 医療的ケアを必要とする児童の受け入れを 行います。	保育サービス課	
(3)	保育所等におけ る障がい児等の 受け入れ	全認可園で保育を必要とする障がい児の受け入れを実施します。	保育サービス課	
(4)	区立保育園の改 築・改修	耐震診断結果に基づく耐震改修や、老朽化 した保育園の改築・改修を進め、良好な保 育環境を整備します。	子育て支援課	

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
(G)	保育士確保対策 の実施	区内保育施設における人材の確保を支援 し、定着を図るため、職員の処遇改善や宿 舎借上げ補助、保育人材情報ポータルサイ ト「おおた ほいくぽーと」の運営、保育 園就職フェア等を実施します。	保育サービス課	
6	保育士等研修の 実施	区内の保育施設で従事する職員の専門知識・技術のスキルアップを図ります。 相談事業・サービス向上のための研修を実施します。	保育サービス課	
①	区立保育園の拠 点機能強化	地域の保育水準の向上のため、18 の区立 拠点園を中心として、家庭福祉員への訪問 支援、認証保育所、小規模保育所等との交 流保育、拠点園での公開保育研修など、保 育連携推進事業を実施します。	保育サービス課	
(8)	第三者評価の実 施	保育サービスの内容や質を公平な第三者機 関により評価し、比較可能な情報として区 民に提供します。	保育サービス課	

個別目標2-2 仕事と子育ての両立を促す意識づくり

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	女性のための相談	男女平等推進センターで女性のための相談 を実施します。対人関係、自分の生き方や 性格、夫婦や親子関係、雇用、ハラスメン ト等に関する相談を受けています。	人権・男女平等 推進課	男女共同参画推進プラン
2	ワーク・ライ フ・バランスの 啓発	ワーク・ライフ・バランスへの理解を深め、男性の家庭参画を促すため、男性のための日常的な家事や子育て参加支援の講座などを開催します。	人権・男女平等 推進課	男女共同参画推進プラン
3	男女平等・男女 共同参画に関す る講演会やセミ ナー等の開催	男女共同参画に対する理解を深め、家庭や 職場などあらゆる場で性別役割分担意識を 解消できるよう、講演会やセミナー等を開 催します。	人権·男女平等 推進課	男女共同参画推進プラン
4	男女平等に関す る情報誌「パス テル」の発行	男女平等・男女共同参画に関する情報の提供や、性別役割分担意識の解消に向けた意識づくりを図ります。	人権・男女平等 推進課	男女共同参画推進プラン
5	女性のエンパワ ーメントセミナ ー	女性が様々な分野でチャレンジできるよう、潜在能力の引き出しとスキルアップを 図り、再就職を支援する講座を実施します。	人権・男女平等 推進課	男女共同参画推進プラン
6	「テクノプラ ザ」等による呼 びかけ	子育てや女性の就労に対する理解を深め、 支援する気運を盛り上げるため、記事を掲載します。	(公財) 大田区 産業振興協会	
7	商業団体他産業 団体への働きか け	商業団体他産業団体の情報誌等への掲載を 働きかけます。	産業振興課	

基本目標3 保護者と子どもの健康の確保及び増進を図ります

個別目標3-1 親と子どもの健康の確保

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	母子健康手帳の 交付	妊娠の届出をした方に母子健康手帳、母と 子の保健バックを交付します。	健康づくり課 地域健康課 特別出張所等	おおた健康プラ ン
2	妊婦健康診査	妊婦健康診査の費用を 4回まで、超音波 検査の費用を 回助成します。	健康づくり課	おおた健康プラ ン
3	妊婦歯科健康診 査	地区歯科医師会に委託して歯科健診を実施 します。	健康づくり課	おおた健康プラ ン
4	妊娠高血圧症候 群等療養援護	妊産婦が妊娠高血圧症などの病気にかかり、入院して治療する必要がある場合、健 康保険の自己負担分を助成します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラ ン
5	すこやか赤ちゃ ん訪問(新生 児・産婦訪問指 導)	すべての乳児家庭を生後4か月までに訪問し、乳児とその保護者の心身の状況や養育環境を確認し、子育て情報の提供を行います。	健康づくり課地域健康課	おおた健康プラ ン
6	出産・育児支援 事業	随時、子どもや家庭の抱える健康上の問題 について医師、保健師、栄養士、歯科衛生 士が、面接・電話や家庭訪問などで相談に 応じます。	健康づくり課地域健康課	おおた健康プラン
7	産後ケア	産後直後は母親の体調が不安定で、育児不 安も強くなりやすい時期であるため、母親 の身体的、心理的な安定をはかるため、訪 問型、デイサービス型などの支援を行いま す。	健康づくり課地域健康課	おおた健康プラ ン
8	乳幼児健康診査 (4 か月児~3 歳児)	乳幼児の健全育成や健康管理のために健康 診査を実施するとともに、栄養・育児相談 を行うことで養育者が安心して子育てがで きるよう支援します。(4か月児、6か月 児、9か月児、1歳6か月児、3歳児)	健康づくり課地域健康課	おおた健康プラ ン
9	乳幼児歯科相談	乳幼児歯科相談を実施します。 ①歯科健康教育 ②歯科健康相談 ③歯科経過観察健診 ④予防処置 ⑤保健指導	地域健康課	おおた健康プラ ン
(1)	幼児歯科健康診 査・う蝕予防	地区歯科医師会に委託して歯科健診、フッ 化物塗布を実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラ ン
(1)	予防接種	予防接種法に基づき、各種ワクチンを医療 機関に委託して行い、感染症の感染・発病 を予防します。	感染症対策課	おおた健康プラ ン
(2)	乳幼児経過観察 健康診査	小児科医による健診・指導が必要な乳幼児 に健康診査を実施します。	地域健康課	おおた健康プラ ン
(3)	乳幼児保健指導	保健師・栄養士・歯科衛生士等による訪問・面接・電話等による育児等の相談を実施します。	地域健康課	おおた健康プラ ン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
(4)	39 歳以下基本 健診	18歳以上39歳以下で、職場などで健診 を受ける機会のない方に対し、健康診査を 実施します。	健康づくり課	おおた健康プラ ン
(5)	子育て世代への 健康相談	随時、子どもや家庭の抱える健康上の問題 について医師、保健師、栄養士、歯科衛生 士が、面接・電話や家庭訪問などで相談に 応じます。	健康づくり課地域健康課	おおた健康プラン
(6)	両親学級	妊娠・出産・育児等の講義、沐浴実習等を 実施します。	地域健康課	おおた健康プラ ン
(7)	育児学級等	保健師・栄養士・歯科衛生士等による育 児・栄養・歯科指導を実施します。	地域健康課	おおた健康プラ ン
(8)	地域(出張型) 健康教育	地域の依頼により地域に出張して講習を実 施します。	地域健康課	おおた健康プラ ン
(9)	絵本との出会い 事業	4か月健診で絵本セットを配布して、読み 聞かせの支援や子どもの健全な発達を促し ます。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラ ン
20	みんなでよい歯 のまちづくり	依頼により保育所や学校などに出張し、歯 科健康教育・健康相談を実施します。	地域健康課	おおた健康プラ ン
2)	乳幼児発達健康 診査	小児神経専門医による健診・指導を実施し ます。	地域健康課	おおた健康プラ ン
22	新生児聴覚検査 公費負担	新生児の聴覚障害の早期発見・早期療養を 図るため、新生児聴覚検査費用の一部を助 成します。	健康づくり課	おおた健康プラ ン
23	子育てグループ ワーク (子育て 支援事業)	心理相談員、保健師等とともにグループワ ークを行い、子育てを支援します。	地域健康課	おおた健康プラ ン
24	都の重症心身障 がい児支援(訪 問事業等)との 連携	都の保健師・看護師が訪問し家族とともに 日常生活上の看護をし、相談に応じる都の 制度に対し、区の保健師が連携をとり、障 がい児と家族の支援をします。	地域健康課	おおた健康プラン
25	療育給付	骨関節結核及びその他の結果に罹患している 18 歳未満の児童に対して、指定医療機関に入院させ医療給付を行い、学習や療養生活に必要な学用品、日用品を給付します。	健康づくり課	おおた健康プラ ン
26	養育医療給付	医療を必要とする未熟児に対する養育に必 要な給付を実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラ ン
2	育成医療費給付	身体の障がいのため手術を必要とし、治療効果が期待される 18 歳未満の児童に対し 医療給付を実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラ ン
28	子ども医療費助 成事業	児童の医療費を助成し、児童の健康の確保 及び増進、保護者の経済的負担の軽減を図 ります。	子育て支援課	
29	ひとり親家庭医 療費助成事業	ひとり親家庭の保健の向上に寄与するとと もに、福祉の増進を図ることを目的に、医 療費の自己負担の一部を助成します。	子育て支援課	

個別目標3-2 学童期・思春期の保健対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	自殺総合対策の 推進	区長をトップとする大田区自殺対策戦略本部、関係機関による大田区自殺総合対策協議会を開催し、自殺対策の推進を図ります。	健康医療政策課	おおた健康プラ ン
2	精神保健に関す る医師・保健師 による相談	専門医や保健師による相談(来所、家庭訪 問、電話等)をを実施します。	地域健康課	おおた健康プラ ン
3	精神講演会	毎年テーマを設定し、専門医等による講演 を実施します。	健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラ ン
4	東京都薬物乱用 防止推進大田地 区協議会への支 援	協議会が開催する小・中学生の薬物乱用防止ポスター・標語コンクールの優秀作品の表彰式、その他、薬物乱用防止キャンペーン活動の支援をします。	生活衛生課	おおた健康プラン
5	区立小中学校に おける喫煙防止 教育	がん教育の一環として区立小学校の6年 生、区立中学校の3年生を対象に喫煙が体 に及ぼす影響等を学ぶ喫煙防止教育を実施 します。	学務課	おおた教育ビジ ョン
6	性感染症予防講 演会	性感染症予防のための講演会を実施しま す。	感染症対策課	おおた健康プラ ン
7	学校におけるが ん教育	小学校は体育科の保健領域、中学校は保健 体育科の保健分野において、がんについて 学習します。	指導課	おおた教育ビジョン

個別目標3-3 食育の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
\odot	食育推進検討 会・食育フェア	関係機関との情報交換等の連携と充実のため、食育推進検討会を実施します。また、 食育に関する活動について広く区民に周知 するため、駅ビルなど民間と連携してパネ ル展を開催します。	健康づくり課 地域健康課 生活衛生課 子育て支援課 保育サービス課	おおた健康プラン
2	在宅栄養士 (会) との連携 による食育パネ ルシアター等	グループ間の情報・意見交換で連携・協力 し、児童館等を利用している児童を対象と したパネルシアター等の活動の充実を図り ます。	地域健康課	おおた健康プラン
3	栄養セミナー・ 栄養講習会(妊 婦・一般)	健康的な食生活のための講習会を実施します。また、「パパの」「ママの」クッキングスクール、妊婦に対して離乳食の調理実習を実施します。	地域健康課	おおた健康プラン
4	保育園における 食育指導	園児に対して野菜栽培や米づくりなどの体験を通じ食への関心と食を大切にするこころを育みます。また、保護者に対して離乳食講習会や給食と食材の展示、地域の子育て世代に対して食育指導などを行います。	保育サービス課	

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
5	学校における食 育指導	全校に食育推進チームを組織するととも に、学校における食育を推進する中核とな る食育リーダーを配置し、指導の全体計画 と各学年の年間指導計画を作成し、実践し ます。	指導課	おおた教育ビジョ ン
6	児童館における 食育指導	乳幼児保護者向けに栄養相談、離乳食講座 等を行います。また、小学生対象の食育パ ネルシアターや野菜栽培等を通じて、食へ の関心を深め、日本の食文化にふれる体験 を行います。	子育て支援課	

個別目標3-4 産科・小児医療の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	かかりつけ医の 推進	両親学級、すこやか赤ちゃん訪問(新生児・ 産婦訪問指導)、健診等の機会ごとに近隣医 を紹介し、かかりつけ医をもつことを勧め ます。	健康医療政策課 健康づくり課 地域健康課	おおた健康プラン
2	休日診療・休日 準夜診療・土曜 準夜診療	医師会委託で祝休日及び土曜準夜等の急病 患者の診療を実施します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
3	平日準夜小児初 期救急診療	平日準夜における小児救急患者の初期救急 医療を実施します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
4	歯科休日応急診 療	休日における歯科応急診療医療を実施しま す。	健康医療政策課	おおた健康プラン
5	産科医療機関の 設備整備費助成 事業	産科分べん用のベット数の増加に対して助成を行い、区内で安心して子どもを産める 環境を整備します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
6	地域医療機関と の協議会等の開 催	医師会や医療機関と入院医療、周産期医療、小児医療等に関する検討・協議を行います。	健康医療政策課	おおた健康プラン

基本目標 4 豊かな人間性をはぐくみ、未来を創る力を育てます

個別目標 4- | 幼児期・学齢期の教育の充実

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画(調 整中)
(1)	保幼小の交流及 び連携事業	体験を広げる子ども同士の交流を充実させるとともに、子どもの成長を一貫して支援するため、各教育機関の教職員同士の相互連携を図るための研修や情報共有を推進します。	幼児教育センタ ー 指導課	おおた教育ビジョ ン
2	幼児教育連絡協 議会の設置	幼稚園・保育所・小学校等の連携や交流の 機会を充実し、共通理解を深めます。	幼児教育センタ -	おおた教育ビジョ ン
3	幼稚園教諭・保 育士合同研修	幼稚園教諭・保育士の資質向上を図る研修 を推進し、教諭・保育士一人ひとりの幼児 理解を深めます。	幼児教育センター	おおた教育ビジョ ン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画(調 整中)
4	私立幼稚園特別 支援教育事業	特別な支援を要する園児の教育条件の維持、向上のために必要な経費の一部を補助 金として交付します。	教育総務課	
(5)	大田区学習効果 測定	児童・生徒一人ひとりの基礎的・基本的な 学習内容の定着状況を把握し、授業改善を 図ることを目的に調査を実施します。 また、測定結果に基づき、教育課題とその 解決策を分析し、教員の授業力向上のため の研修会や学校支援を行います。	指導課	おおた教育ビジョ ン
6	学習カルテに基 づいた学習カウ ンセリング	大田区学習効果測定の結果や日常の学習内容の定着度を把握し、児童・生徒一人ひとりの学習状況を記録した学習カルテに基づき、児童・生徒と面談し、一人ひとりの学習のつまずきや学習方法について指導し、基礎学力の定着を図ります。	指導課	おおた教育ビジョ ン
7	習熟度別少人数 指導	英語、算数、数学において、児童・生徒の 習熟度に応じて少人数学級を編成し指導を 行い、児童・生徒一人ひとりの基礎学力を 確実に定着させます。	指導課	おおた教育ビジョン
8	補習教室	学習指導講師などを配置し、放課後及び土曜日の補習教室を通して、児童・生徒一人ひとりの基礎学力を確実に定着させます。	指導課	おおた教育ビジョ ン
9	子どもの学習支 援	生活困窮状態にある世帯の子どもに対して、週 1回の学習支援を行うことにより基礎学力の定 着と高校進学を支援します。	蒲田生活福祉課	大田区地域福祉計画
(1)	日本語特別指導 (初期指導)、 日本語学級	日本語指導が必要な外国人児童・生徒や、 海外から帰国した児童・生徒を対象に個別 や小集団による日本語指導を行います。 さらに、日本語特別指導を終了した児童・ 生徒に対して、日本語による学習適応力の 更なる向上のため学習言語の習得を支援し ます。	指導課 学務課	おおた教育ビジョ ン
1	こども日本語教 室	日本語が不自由なため未就学となっている 外国籍等の子どもに日本語指導を行うこと で、就学に結び付けます。	(一般) 国際都 市おおた協会	多文化共生推進プ ラン
(2)	特別支援学級の 運営	特別支援学級への介添員の配置及び教材等 整備を行います。	学務課 指導課	おおた教育ビジョ ン
(3)	特別支援教育実 施体制の整備	特別支援教育における教育内容・方法を充 実し、小中学校における総合的支援体制を 整備します。	学務課 指導課	おおた教育ビジョ ン
(4)	学齢期の発達障 がい児支援(専 門相談・療育)	学齢期の発達障がいに関する専門的見地に基づいた相談・療育事業等を障がい者総合サポートセンターで実施します。	障がい者総合サ ポートセンター	おおた障がい施策 推進プラン
(5)	道徳授業地区公 開講座	道徳の授業公開と保護者、地域住民との意 見交換会を実施します。	指導課	おおた教育ビジョ ン
(6)	小中一貫の視点 に立った道徳教 育	小学校から中学校への円滑な接続を行うため、義務教育を 9 年間の枠で考え、小中一貫教育プログラムに基づき、一貫した教育を行い、規範意識の向上をめざします。	指導課	おおた教育ビジョ ン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画(調 整中)
17	人権教育の推進	学校と家庭、地域が連携し、道徳授業地区 公開講座の充実を図り、子どもたちの他者 を尊重し、生命を尊ぶ心を育てるととも に、児童・生徒一人ひとりの自己肯定感や 自己決定力を育成します。	指導課	おおた教育ビジョ ン
(8)	規範意識向上プ ログラム	幼児教育、小中学校の発達の段階に応じた 道徳教育を実施することで、幼児教育期か ら学校教育期まで体系的に規範意識の育成 を図ります。	指導課	おおた教育ビジョ ン
(9)	体育指導と外遊 び	小学校第1・2学年の体育指導の充実を図ります。また、中休みの時間の延長など、 外遊びの指導による体力向上を図ります。	指導課	おおた教育ビジョ ン
20	幼児期運動指導 リーダー保育者 養成	幼稚園、保育園の保育者に対して、幼児の 発達に応じた効果的な運動遊びの理解を深 める研修会を実施し、効果的な指導方法の 普及と実践を進めます。	幼児教育センター	おおた教育ビジョ ン
2)	親子運動遊び講 座	親子で楽しく実践できる運動遊びの講座を 行い、体を動かす楽しさと適切な生活習 慣、運動習慣の重要性について啓発を進め ます。	幼児教育センター	おおた教育ビジョ ン
22	ICT教育の推 進	電子黒板やタブレット端末などのICTを 積極的に授業に活用し、分かりやすく質の 高い授業を行うことで確かな学力の定着を 図るとともに、児童・生徒自身がこれらの 機器を使いこなし、自分の考えをまとめ、 課題解決する力を育てます。	学務課 指導課	おおた教育ビジョ ン
3	学校教育施設の 整備	良好な教育環境づくりを進めるとともに、 今後、大量に見込まれる学校施設等の改築 需要に対応するため、計画的な改築を進め ます。	教育総務課	おおた教育ビジョ ン

個別目標 4-2 子どもの自立する力を育む体験機会や居場所の提供

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	青少年健全育成 (青少年対策地 区委員会)	地域における青少年健全育成活動を積極的 に推進するため、青少年対策地区委員会へ の委託契約により地区活動事業を実施しま す。	地域力推進課	青少年健全育成 のための大田区 行動計画
2	大田区子どもガ ーデンパーティ ー	青少年対策地区委員会が中心となり、各会場実行委員会を組織し実施します。区内 IO 会場でゲームや軽スポーツを楽しみながら、地域の人たちと一緒に活動する体験を通して、子どもたちが健やかに成長することを願って、地域ぐるみの協力を得て開催します。	地域力推進課	青少年健全育成 のための大田区 行動計画

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
3	子ども向け人材 育成事業(工場 見学とものづく り体験)	工場見学とものづくり体験を通して、大田区のものづくり産業の意義とその魅力を知ってもらいます。また、親子で楽しむ「ロボット教室」やプログラミングロボットづくりなど、工業大学や産業技術高等専門学校等と連携したものづくり実践教室を実施し、ものづくり人材を育成します。	産業振興課	
4	家庭教育学習会 (学校デビュー 応援プログラ ム)	子どもの小学校生活がより充実したものに なるための家庭や親の役割について学習会 を実施します。	教育総務課	おおた教育ビジ ョン
\$	区立学校におけ る職場体験活動 の充実	勤労の尊さや意義を理解し、職業や進路の 選択等に必要な勤労観や職業観を身に付 け、キャリア教育充実の視点から共に助け 合って生きる人間としての生き方について の自覚を深め、将来の社会人として自立し ていくための態度を育成する教育を推進し ます。	指導課	おおた教育ビジ ョン
6	区立学校におけ る自然体験活動 の実施	豊かな自然環境の中で、移動教室等を通じて自然に親しむとともに人々との交流を深め集団生活の在り方を体験するなど、心身ともに健全で調和のとれた人間の育成を推進します。	学務課 指導課	おおた教育ビジ ョン
7	国際理解教育の 推進	日本の伝統・文化や異文化を理解するとと もに、外国の方々とのコミュニケーション 能力の育成や互いの人権を尊重する態度な ど、国際社会に貢献できる力を育成するた めの教育活動を推進します。	指導課	おおた教育ビジ ョン
8	子どもの長期休 暇応援プロジェ クト	夏休みなどの長期休暇中に深刻化しやすい 子どもの課題に着目し、学習支援、昼食提 供、体験機会の提供を行います。	福祉管理課	おおた子どもの 生活応援プラン
9	放課後の居場所 づくり(放課後 ひろば事業)	【学童保育事業】 就労等のために昼間保護者がいない家庭の 児童(1年生から6年生)の健全育成を図 ります。 【放課後子ども教室】 学校の施設を活用して、児童の放課後の安 心・安全な居場所を実現し、児童の放課後 の活動と交流を通じたプログラムを実施し ます。	子育て支援課 教育総務課	おおた教育ビジ ョン

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
10	学童保育の延長 保育、夏休み利 用、一時利用	【延長保育】 就労などのために 17 時以降保護者がいない家庭の学童を対象に 18 時まで預かります。 【夏休み利用】 夏期休業日に保育を必要とする児童を預かります。 【一時利用】 家庭の都合により緊急に保育を必要とする 児童を預かります。	子育て支援課	
1	学童保育での特別な配慮を要する児童の受け入れ	小学校6年生までの特別な配慮を要する児 童の受け入れを全学童保育室で実施しま す。	子育て支援課	
(2)	児童館の一般利 用(自由来館)	小学生、中学生が自由に利用できる施設で す。館内には図書室、工作室、遊戯室など があります。	子育て支援課	
(3)	学校施設開放事業	児童の安全な遊び場として校庭を開放する ほか、スポーツやレクリエーションなどの 身近な活動の場として土日休日に学校施設 を開放します。	教育総務課	おおた教育ビジ ョン
(4)	中高生ひろば	中高生の居場所づくりや若者の社会活動を 積極的に支援します。	子育て支援課	
(5)	保育園・児童館 の児童と高齢者 との交流	保育園、児童館の児童が高齢者と交流しま す。	保育サービス課 子育て支援課	
16	保育園・児童館 への中高生ボラ ンティア活動の 推進	中高生のボランティアを受け入れ、園児や 児童との生活や遊びを通してふれあいの機 会を持ちます。	保育サービス課 子育て支援課	
(I)	リーダー講習会 (小学生・中高 生)	青少年向けリーダー講習会を実施します。 ①リーダー講習会(小学生対象) (※青少対会長会に事業委託) ②リーダー講習会(中学・高校生対象)	地域力推進課	青少年健全育成 のための大田区 行動計画
(8)	リーダー講習会 (成人)	指導者向けリーダー講習会を実施します。 ①自然体験キャンプセミナー ②青少年教育指導者セミナー I (リスクマネジメント) ③青少年教育指導者セミナー II (居場所)	地域力推進課	青少年健全育成 のための大田区 行動計画
(9)	地域に根ざした 公園・緑地の整 備	乳幼児親子や小、中学生に遊びの場を提供 します。	都市基盤管理 課 建設工事課 地域基盤整備 課	おおた緑の基本 計画グリーンプ ランおおた

基本目標 5 子育てにおける安全・安心な社会環境を確保します

個別目標 5- 1 子どもを守り健やかな育ちを促す施策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
①	防災対応マニュ アル・防災の手 引き等	災害に備えて、児童館、保育所等の各施設 で防災の手引きの作成をしています。	子育て支援課 保育サービス 課	
2	災害物品の備蓄	大規模災害に備え、区内すべての児童館、 保育施設等に3日分の水・食料を備蓄し、 子どもたちの安全・安心を図ります。	子育て支援課 保育サービス 課	
3	妊産婦避難所の 設置	産後間もない母子等が災害時に安心して過 ごせる生活の場として 、分娩医療機関の近 隣に「妊産婦避難所」を設置します。	健康医療政策課	おおた健康プラン
4	保育園における 福祉避難所の整 備	災害発生後、被災した乳児とその保護者の 一時的な生活の場を確保するための福祉避 難所を保育園において整備します。	保育サービス課	
(5)	子育て世帯への バリアフリー情 報の提供	「おでかけマップ」の充実を図ります。	福祉管理課	
6	区民安全・安心 メールサービス の運用	子どもの安全・安心を確保するため、携帯電話やパソコンのメール機能を利用して、希望する保護者、施設管理者等へ不審者情報のメールを配信します。	防災危機管理課	
7	こどもSOSの 家による見守り 活動の推進	子どもたちが犯罪などの被害に遭いそうになった場合の避難場所や気軽に相談できる場所としてSOSの家を設置しました。自治会・町会、PTA、学校、警察などの地域と連携した子どもの見守り活動を進めるとともに、子どもたちの健全育成を図ります。	地域力推進課	青少年健全育成の ための大田区行動 計画
8	公共空間での防 犯カメラの設置	公共空間における犯罪抑止力を高めるため、 自治会・町会や商店街に対して、防犯カメラ 設置費用の一部を補助金で支出するなどして 設置を促進しています。		
9	防犯教育・訓練 の実施	小・中学校におけるセーフティ教室、保育園 などでの不審者侵入を想定した訓練を実施し ます。	指導課	おおた教育ビジョ ン
10	小学生への防犯 ブザーの配布	防犯教育の一環として、区立小学校に通う児童は入学時に学校から、区立以外の小学校に通う第 学年児童は申請により防犯ブザーを配布し、児童の安全・安心の確保を図ります。	学務課	おおた教育ビジョ ン
1	学校と警察等の 関係機関との情 報交換の実施	学校だけでは解決の難しい非行等の問題行動 に関し、必要な情報の連絡を行い、対策を講 じます。	指導課	おおた教育ビジョ ン
(2)	子育て家庭(世 代)への交通安 全教育	乳児や幼児を抱える保護者(世代)を対象 に、未就学保育施設等において電動アシスト 付き自転車の正しい乗り方などを指導するこ とにより交通事故減少を推進します。	都市基盤管理課	大田区交通安全計画

No.	事業名	事業内容	担当課	連携する計画 (調整中)
(3)	「交通安全だよ り」の発行	保育園児・幼稚園児・小学生とその保護者を 対象に「交通安全だより」を発行し、交通ル ールや交通標識、道路標示など交通に関する 知識の修得や交通安全の普及を推進します。	都市基盤管理課	大田区交通安全計画
(4)	交通安全巡回指 導	専任の交通安全指導員を2名配置し、児童に 交通安全意識を身につけさせ、児童自身でそ の場の状況に応じた正しい判断ができるよう 指導します。	教育総務課	おおた教育ビジョ ン
(5)	交通安全移動教 室の開催	保育園児を対象に、事故多発地点である交差 点対策として模擬交差点(信号機・横断歩道 マット持参)での訓練や施設周辺を歩行する 実地訓練等を通して、幼少時における交通ル ールの習得と保育者等の指導により歩行時の 交通事故防止を進めます。	都市基盤管理課	大田区交通安全計 画
(6)	交通安全自転車 教室の開催	主として子どもを対象とし、交通公園の施設 内で自転車の運転に関する交通ルールについ て指導することにより、交通事故の防止及び 交通マナーの向上を図ります。		大田区交通安全計画
17	少年の非行防止 啓発活動	薬物乱用防止の推進及び少年が特殊詐欺の加害者とならないために、警察・地域・学校等の関係団体と連携して少年の意識改革を促します。	防災危機管理課	
(8)	万引きしにくい 環境づくり	警察・地域・学校等の関係団体と連携し、万 引きしにくい店舗づくりのため、万引き被害 防止に向けた支援を行うとともに、小学5・ 6年生及び中学生に、万引きは犯罪であると いうチラシを配布します。	防災危機管理課	
(9)	有害図書等対策 の推進	青少年をめぐる環境浄化推進委員会と連携 し、青少年に悪影響を及ぼす有害環境浄化の ため、書店、コンビニエンスストア、レンタ ルビデオ店、成人向け雑誌・ビデオソフト等 販売店に対し、自粛要請活動を行います。	地域力推進課	青少年健全育成の ための大田区行動 計画